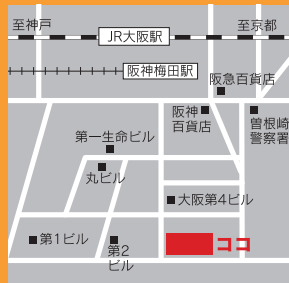


企業立地についてのお問い合わせ先



大分県東京事務所
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館4階
TEL.03-6771-7011
FAX.03-6771-7012



大分県大阪事務所
〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目1-3-2100
大阪駅前第3ビル21階
TEL.06-6345-0071
FAX.06-6345-0122



大分県福岡事務所
〒810-0041
福岡市中央区大名1-15-30
福岡MIEZビル302号室
TEL.092-721-0041
FAX.092-721-0610



大分県応援団「鳥」
「めじろん」

大分県商工観光労働部 企業立地推進課
〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1(県庁舎本館7階)
TEL.097-506-3246
FAX.097-506-1755



大分県企業立地ガイド

<http://www.ritti-oita.jp/>

2025年5月 発行

OITA Industrial Location 2025



大分県知事
佐藤 樹一郎

大分県には、金属、石油、化学、半導体、精密機械、自動車、ITなど幅広い分野で国内有数の企業がバランス良く立地し、それらの企業が地場企業とともに発展する中で、裾野が広く、厚みのある産業集積が進んできました。

また、大分県は、国内はもちろん海外からも多くのお客様をお迎えしている「日本一のおんせん県おおいた」であり、温暖な気候や美しい自然に恵まれています。さらには「The・おおいた」ブランドとして、「関あじ・関さば」、「おおいた和牛」などの高級食材をはじめ、かぼすや椎茸など、四季折々の素晴らしい食材も満載です。

加えて、豊かな生活環境や自治体の充実した支援策が評価されており、移住された皆様から住みやすく、働きやすいとの評判をいただいています。

私どもは、経済の基盤を拡大し、地域に新たな雇用と活力を創出する最も重要な施策の一つとして、企業誘致に特に力を入れて取り組んでいます。

「おんせん県おおいた」に、ぜひ一度お越しいただき、実際に大分の魅力を肌で感じていただければ、具体的な進出のご検討が進むものと期待しています。その際には、大分県庁をはじめ市町村や関係機関と連携して日本一のおもてなしでお応えしますので、お気軽にお問い合わせください。

大分の地でご活躍し、そして共に発展していただけることを心からお待ちしています。

大分県の7つの魅力

魅力 1 産業集積 …… P03

バランスのよい産業集積

魅力 2 人材 …… P05

人材確保に有利

- ・福岡のUIターン拠点施設「dot.」
- ・主な就職イベント
- ・「おおいたジョブナビ」
- ・「おおいた産業人財センター」
- ・移住希望者をIT人材として育成

魅力 3 交通 …… P07

充実した交通アクセス

- ・「九州の東の玄関口」充実した物流経路を活用
- ・東九州自動車道の整備により業務エリア拡大

魅力 4 支援 …… P11

継続的な支援

経営課題の解決を支援
技術課題の解決を支援

魅力 5 先端技術 …… P12

先端技術の活用による
新産業の育成

- ・地域の産業や未来を支える先端技術への挑戦
- ・ドローン社会実装への挑戦
- ・宇宙関連産業創出への挑戦

魅力 6 新産業 …… P13

大分県版
カーボンニュートラルの推進

- ・再生可能エネルギー先進県おおいた
- ・水素の地産地消に向けた取組（大分県版水素サプライチェーンの構築）
- ・グリーン・コンビナートおおいた推進構想
- ・大分コンビナートの概要

魅力 7 生活 …… P15

ゆとりある暮らし

- ・自然・温泉・レジャー・食
- ・データで見る大分の暮らし

CONTENTS

物件紹介

① 工場用地 …… P 17

② 貸事務所 …… P 22

優遇制度

① 大分県主要制度早見表 … P 25

② 補助制度
大分県の補助制度 …… P 26
市町村の優遇制度 …… P 29

③ 税制上の優遇措置 …… P 34

資料

① 概要 …… P 38

② 産業 …… P 39

③ 労働力・賃金 …… P 45

④ 手続き …… P 48

TOPICS …… P 49

2
人材

人材確保に有利

企業ニーズに応じた人材採用をワンストップ窓口で支援

福岡のUIJターン拠点施設「dot.(ドット)」

大分県内高校卒業者の県外進学先として最も多い福岡県からのUIJターンを促進するため、2020年6月、福岡市大名にUIJターン拠点施設「dot.(ドット)」を開設し、福岡在住の学生等と県内企業とのマッチングを支援しています。

施設は、カフェを併設し、Wi-Fiや充電設備、企業情報検索端末をご用意しています。
九州で最も若者が集まるエリアとして知られる天神・西通りに近接した立地を活かし、採用・就職に関するイベントを定期的に開催するほか、学生のキャリア相談から就職先紹介までを行っています。
県内企業を対象に会員制度を設け、プラン(プラチナ、ゴールド、シルバー)に応じた採用支援の特典をご用意し、県外からの人材確保を後押しします。

会員登録状況 (2025/1/31現在)

- 個人会員数 5,975人 (うち大分出身 904人)
- ・学生 946人 (うち大分出身 175人)
 - ・一般 5,029人 (うち大分出身 729人)
- 法人会員数 222社
- ・有料会員 58社(プラチナ・ゴールド)
 - ・無料会員 164社(シルバー)

法人会員特典イメージ

プラチナ ゴールド シルバー

- dot.HPへの企業名掲載
- 会員ポータル掲載:特設採用サイトの開設

プラチナ ゴールド

- 企業情報案内シート
- dot.へのネームボード掲示

プラチナ

- dot.施設内プレゼンBOX設置
- Official note(ブログ)でのイベント情報告知

オプション

- dot.施設内動画PR
- 会員ポータル掲載:特集記事の取材・掲載
- 企業PR用ブース設置
- 企業PR記事制作(学生作成)

dot.



イベント実施状況 (2020/6/2～2025/1/31)

- イベント数 556回・参加者数 5,984人

■ 就活イベント

[キャリア支援セミナー]自己分析やインターンシップ、面接のポイント等を学ぶ
[業界研究イベント]仕事のビジョン等に焦点を当て、働き方を知ることで、企業選択の幅を広げる
[逆求人型イベント]企業と学生の交流会を通じたカジュアルなマッチングイベント

■ 企業による活用

単独企業説明会や企業インターンシップ、内定者懇談会

問合せ先

dot.管理運営者
株式会社HAB&Co.(ハブ アンド コー)

TEL 097-578-9255

大分県大分市金池町2-1-3 レインボービル3F
<https://dot247.jp>

主な就職イベント

大分県では、新規学卒者やUIJターン希望者等、対象者ごとの合同企業説明会や就職面接会等を随時開催しています。



問合せ先 大分県商工観光労働部
産業人材政策課
TEL 097-506-3343
詳細は大分県庁HPにてご案内します。

大分県 産業人材政策課 検索

イベント名	対象者	実施時期
新規大卒者合同企業面接会	・新規大卒予定者 ・既卒3年以内の求職者 等	5月
高校等進路指導担当者向け 合同企業説明会 (県内企業と高校等の情報交換会)	高校等の進路指導担当者等	6月
高校生等向け企業説明会	新規高卒予定者 等	7月
UIJターン希望者・ 新規大卒者等合同企業面接会	・UIJターン希望者 ・新規大卒予定者 ・35歳未満の求職者 等	8月
県内企業と理系大学等教員との 情報交換会	大学等の理系学部教員	9月
大学生等向け企業説明会	大分県内で働くことに関心のある 大学生・短大生・大学院生等(学年不問)	10～12月
UIJターン希望者・ 新規大卒者等合同企業面接会	・UIJターン希望者 ・新規大卒予定者 ・35歳未満の求職者 等	12月
来春大卒者等合同企業説明会	来春大卒予定者	3月

「おおいたジョブナビ」

大分県では、企業の人材確保を支援するため、県外在住者が県内へ移住する際、移住先市町村から100万円(単身世帯は60万円)の移住支援金が支給される制度があります。
支給対象は「おおいたジョブナビ」に掲載された企業の求人情報に応募し、雇用された移住者となります。
サイトに掲載する求人情報については随時募集しておりますので、人材確保を進めたい企業の皆様のご応募をお待ちしております。

問合せ先 大分県商工観光労働部産業人材政策課
TEL 097-506-3343
詳細は大分県庁HPにてご案内します。

おおいたジョブナビ 掲載事業者 募集 検索

おおいたジョブナビ
大分の 転職・就職

「おおいた産業人財センター」

大分県では、採用活動の相談や企業のニーズに応じた人材の紹介・あっせん、職場定着までをワンストップ窓口で支援します。

県内企業の従業員の雇入れ・職場定着支援

- 企業登録、相談対応等
- 求人受付、求人情報の発信
- 登録企業の人事担当者向けセミナーの開催
- 登録企業の魅力・情報発信

UIJターン就職希望者の就職支援 ● UIJターン就職希望者登録、相談対応等

登録企業と登録求職者等のマッチング実施

- 登録求職者等に対する就職相談等を含めた登録企業への紹介・あっせん、職場定着支援

プロフェッショナル人材のマッチング支援

- 新事業の立上げやDX推進、生産性の向上等に寄与するプロフェッショナル人材(副業・兼業を含む)のニーズを具体化し、民間人材ビジネス事業者を通じてマッチングをサポート

外国人材雇用相談窓口(新設)

- 外国人雇用に関する制度等の総合相談、マッチング支援、セミナーの開催等

おおいた産業人財センター

大分の就職・転職情報サイト「FAVOita」
(2021年2月開設)

問合せ先

おおいた産業人財センター
大分市中央町3-6-11
(R7.9頃「アミュプラザおおいた」に移転予定)

TEL 097-533-2631

開所時間/月～土曜日

(9:30～18:00)

<https://enisie-oita.net/>

移住希望者をIT人材として育成

大分県は、県内のIT人材の確保と県外からの移住促進のため、移住希望者を対象にIT技術スクールを無料で受講できる支援を行っています。

また、学習の定着度向上と円滑な移住・就職のサポートに向け、
住所地从大分までのスクーリングも支援しています。受講生の就職も、UIJターン就職を斡旋する「おおいた産業人財センター」と連携しながらスキル習得から就職までワンストップでサポートしています。

- オンライン受講
- 対象者:県外在住の大分県への移住希望者 75名(40名:WEBマーケティング、35名:プログラミング)
 - 支援内容:IT企業や一般企業のIT担当者としての就職を見据えた技術習得支援



受講内容とスケジュール
※ 受講生の進捗状況による期間変動あり

対象者選定 県外の住所地从大分県へ移住希望者 大分へ移

約2ヶ月	約2ヶ月	約2ヶ月	約2ヶ月	卒業・就職・起業
第1期 プログラミング言語習得 ・基本的な言語を学習 ・簡単なWEBページ制作 ・中間課題制作(1)	第2期 プログラミング言語習得 ・進路に応じた学習言語追加 ・実践的な開発スキル習得 ・中間課題制作(2)	第3期 ポートフォリオ制作 ・自分で課題制作・開発し、実際の案件を駆け負えるスキルを習得	インターン/アルバイト 実際の案件で実践経験を蓄積 ・フリーランス起業支援 受注獲得・納品方法のノウハウを獲得	卒業・就職・起業

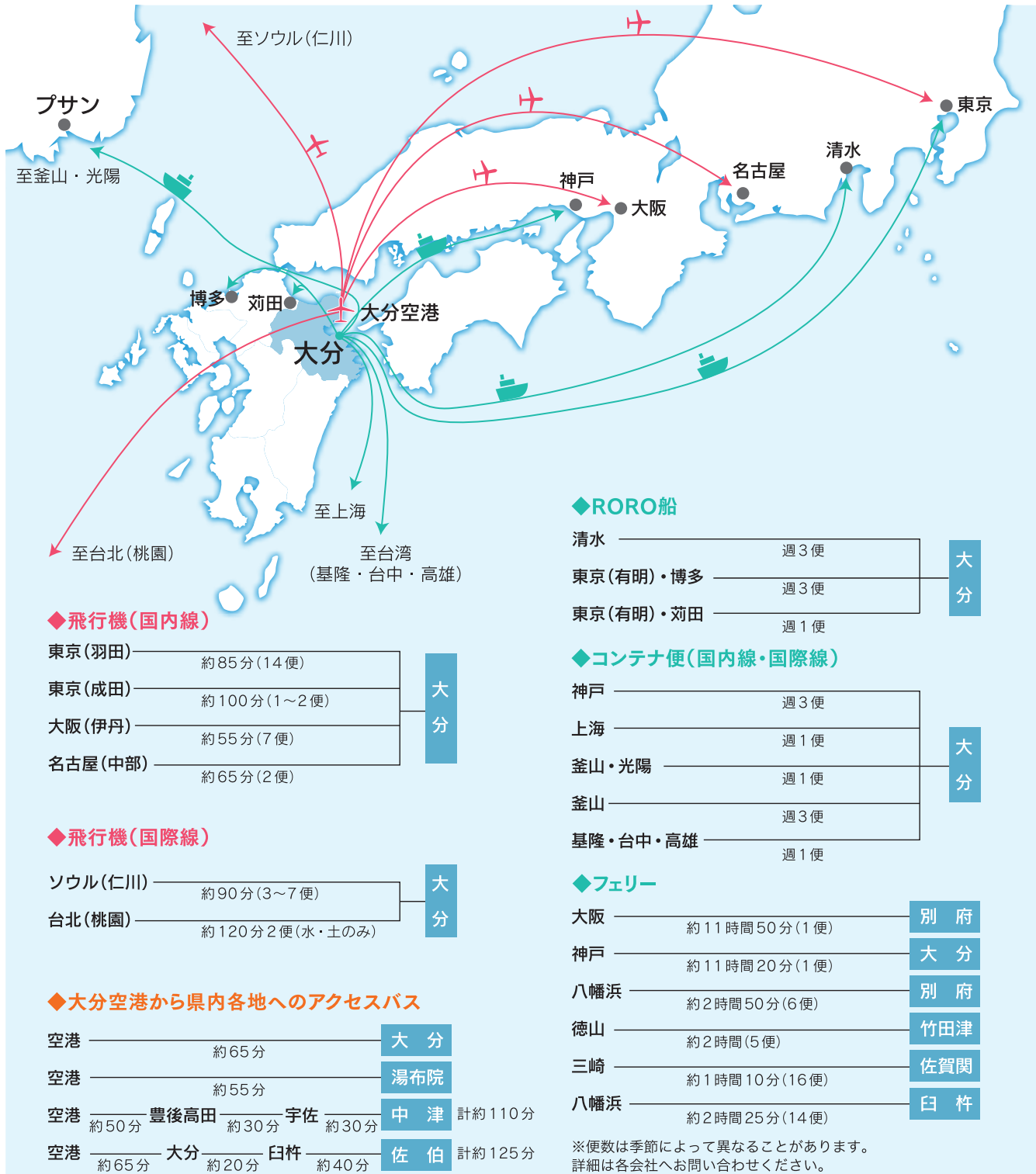
問合せ先

大分県企画振興部
おおいた創生推進課 移住定住促進班
TEL 097-506-2038* 詳細は大分県移住・定住ポータルサイト
「おおいた暮らし」をご確認ください
<https://www.iju-oita.jp/>

3 交通

充実した交通アクセス
「九州の東の玄関口」充実した物流経路を活用

大分県は「九州の東の玄関口」として、関西・関東を結ぶ空路・航路と九州全土をめぐる高速交通網の基点となっています。



大分の港 大分県は、九州東部に位置しており、古来から海運が発達し盛んに交易がなされてきました。近年はフェリーやRORO船等の大型船による海上輸送の拠点整備が進んでいます。



中津港 (大分県北の流通拠点港)



佐伯港 (大分県南の流通拠点港)

大分港大在コンテナターミナル

中でも、大分港大在コンテナターミナルは九州では規模の大きい拠点港であり、世界のハブ港である釜山港・上海港、また基隆港・高雄港・神戸港でのトランシップにより、中国・東南アジアの各港をはじめ、世界各地の港と結ばれています。



水深14m	水深14mの大型岸壁を整備、5万トン級の大規模コンテナ船の接岸が可能です。また、内海に囲まれた波静かな天然の良港です。
24時間稼働可能な設備	24時間稼働可能な設備。船舶の効率的な航行と、陸上輸送の効率化を実現します。
低コスト	低コストなポートチャージ。港湾施設使用料等の各種施設料を低く設定しています。
迅速確実	迅速・確実なポートサービスの提供。備大分国際貿易センターによって一元管理し、迅速・確実・快適なポートサービスを提供しています。

◆助成メニュー 大分港大在コンテナターミナルを利用されている荷主企業等に対して、下記のような助成メニューがあります。

①条件不利地域の集荷支援	
助成内容	大分市以外の地域を発着地とし大在コンテナターミナルを利用した貨物に対し助成します。
単価	中津市、日田市、県外 40Fコンテナ 1本10,000円/20Fコンテナ 1本8,000円 大分市、中津市、日田市を除く県内の市町村 40Fコンテナ 1本6,000円/20Fコンテナ 1本5,000円 年上限 1荷主50本
②大分港大在コンテナターミナルへの利用転換	
助成内容	他港利用貨物を大在コンテナターミナル利用に転換した貨物又は新たに発生した貿易貨物で大在コンテナターミナルを利用した貨物に対し助成します。助成期間:3年間
単価	1本当たり10,000円(上限額500万円)

大分港大在西地区(RORO船ターミナル)

大分港大在西地区では、貨物を積んだシャーシ(荷台)やトラックを運搬するRORO船が定期就航しており、内航も充実しています。RORO船を新たに利用する場合は、助成制度をご用意しています。

助成内容	大分県内の港を出発する定期RORO船を新たに利用する運送事業者
単価	シャーシ等1台当たり70,000円(上限額84万円)

◆主な港湾の公共貨物バース
(重要港湾5港)他に地方港湾等が15港あります。

港名	地区名	水深(m)	バース数
大分港	西大分	~4.5~7.5	8
	住吉	~4.5~10.0	16
	乙津	~5.5~7.5	5
	鶴崎	~4.5~5.5	14
	大在	~4.5~14.0	17
	大在西坂ノ市	~9.0	1
別府港	石垣	~4.5~12.0	9
津久見港	青江	~4.5~5.5	2
	徳浦	~6.0	1
佐伯港	堅浦	~7.5	1
	葛	~5.5	1
中津港	鶴谷	~4.5~5.5	9
	女島	~10.0~14.0	3
中津港	田尻	~5.5~11.0	7

◆大分港大在コンテナターミナル定期航路

船社名	航路名	寄港頻度	寄港地	所要日数
南星海運	韓国(釜山)航路	週1回(月)	釜山→東京→横浜→名古屋→大分→釜山	釜山→大分:5日 大分→釜山:1日
高麗海運	韓国(釜山)航路	週1回(水)	釜山→高松→大阪→神戸→大分→岩国→徳山→蔚山→釜山	釜山→大分:4日 大分→釜山:3日
CNC	韓国(釜山)航路	週1回(金)	釜山→志布志→大分→門司→博多→光陽→釜山	釜山→大分:3日 大分→釜山:3日
カメラライン	韓国(釜山)航路		令和4年4月から当面の間休止	
長錦商船	韓国(釜山・光陽)航路	週1回(水)	釜山→博多→門司→大分→志布志→高知→ひびき→光陽→釜山	釜山→大分:2日 大分→釜山:5日
神原汽船	中国(上海)航路	週1回(日)	上海→伊万里→福山→水島→広島→大分→上海	上海→大分:5日 大分→上海:2日
愛媛オーシャン・ライン	台湾航路	週1回(水/木)	基隆→台中→高雄→那覇→八代→釜山→松山→大分→細島→志布志→那覇→基隆	高雄→大分:7日 大分→高雄:7日

国際フェイダー航路

船社名	航路名	寄港頻度	寄港地	所要日数
井本商運	大分～神戸航路	週1回(日)	神戸→大分→神戸⇄海外港	神戸→大分:1日 大分→神戸:2日
OOCL	大分～神戸航路	週1回(日)	神戸→大分→神戸⇄海外港	神戸→大分:3日 大分→神戸:2日
鈴与海運	大分～神戸航路	週1回(金)	神戸→門司→大分→徳山→神戸⇄海外港	神戸→大分:3日 大分→神戸:3日

大分港 大在コンテナターミナル 定期コンテナ航路



問合せ先 大分県ポートセールス実行委員会事務局
(大分県土木建築部港湾課内)
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL 097-506-4617
<https://www.oita-port-oza.jp/>

交通

充実した交通アクセス

東九州自動車道の整備により業務エリア拡大

東九州自動車道は、北九州を基点とした大分、宮崎、鹿児島を結ぶ436kmの高速道路です。平成28年4月に、北九州～大分～宮崎が全線開通し、利便性が大きく向上しています。また大分市から熊本市に至る高規格道路、中九州横断道路の整備や東九州自動車道の4車線化などの整備も進められています。



新大阪	約3時間50分(新幹線・特急)小倉乗換
博多	※乗り換え時間除く
	約2時間(特急)小倉経由
小倉	約1時間20分(特急)

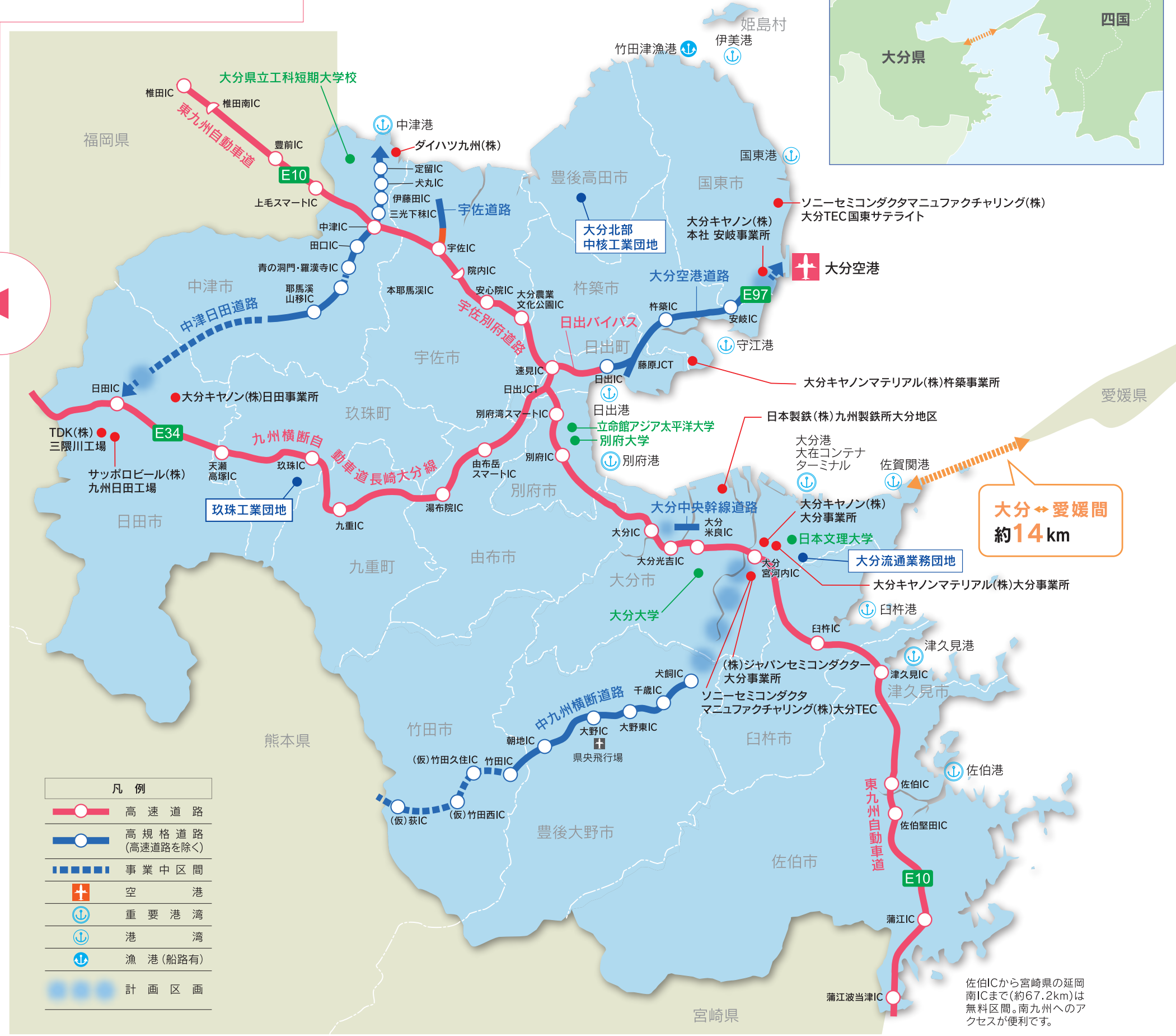
◆自動車

北九州	約1時間20分
福岡	約2時間
熊本	約3時間
宮崎	約2時間50分
鹿児島	約5時間

※Google Mapの地点検索をベースに所要時間を推計

凡 例	
	高速道路 有料道路
	高規格道路 (高速道路を除く)
	事業中間区間
	未開通区間
	鉄 道
	新 幹 線

凡 例	
	高 速 道 路
	高 規 格 道 路 (高速道路を除く)
	事 業 中 区 間
	空 港
	重 要 港 湾
	港 湾
	漁 港 (船路有)
計 画 区 画	



大分↔愛媛間
約14 km

佐伯ICから宮崎県の延岡南ICまで(約67.2km)は無料区間。南九州へのアクセスが便利です。

4

支援

継続的な支援

進出後も、きめ細かなフォローアップで事業をサポート

経営課題の解決を支援

公益財団法人 大分県産業創造機構

大分県産業創造機構は、県内企業の様々な経営課題にワンストップで対応する総合窓口として、経営相談、進出企業と地場企業との受発注取引のあっせん、技術・製品開発等の支援、情報提供、人材育成などの支援を行っています。

●県内企業をご紹介

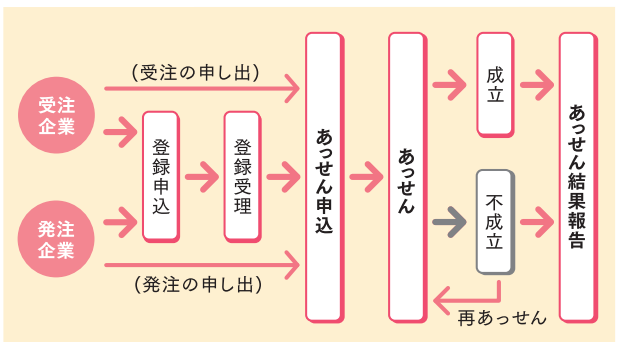
貴社のニーズに適合する、協力先として最適な県内企業をご紹介。また、個別あっせんや商談会等を通じてマッチングのお手伝いいたします。

●経営課題への対応と施策活用への支援

経営相談や経営革新計画・経営力向上計画の策定支援、各種補助金の申請サポート、専門家・アドバイザー派遣などを行います。

●各種研修の実施(人材の育成・確保)

一般研修(新入社員研修、現場リーダー養成講座等)やマネジメントスクール(経営者の講話、実践講座等)を実施しています。

公益財団法人
大分県産業創造機構

おんせん県モノづくり商談会

●新商品開発・販路開拓等の支援

新商品・新サービスの開発や、県内外・海外等への展示会出展、販路開拓に伴う支援を行います。

問合せ先

公益財団法人 大分県産業創造機構
大分市東春日町17-20(ソフトパークセンタービル)
TEL 097-533-0220 <https://www.columbus.or.jp>

技術課題の解決を支援

大分県産業科学技術センター

産業科学技術センターは、公設試験研究機関として、また、ものづくり現場の支援機関として、県内企業が抱える技術課題を解決するため、技術相談、依頼試験、設備利用などの技術支援や、研究開発を積極的に推進しています。

●技術支援・研究開発の取組

企業が抱える様々な技術課題に対応するため、以下のメニューにより迅速な課題解決を支援します。

無料

技術相談

企業内の技術的な課題や疑問についてご相談を受け付け、各分野の専門スタッフが解決を支援します。(Web、メール等でご相談ください。)

有料

依頼試験・分析

化学分析や材料試験、異物解析などを実施します。(費用:分析、試験ごとに料金を設定されています。)

有料

設備利用

試験機器、分析機器、加工機などの貸付を実施します。初めての方には担当者が操作方法を指導します。(費用:機器ごとに料金を設定されています。)

有料

共同研究・受託研究

企業が抱える技術課題の解決等のため、企業技術とセンター技術を融合する共同研究や受託研究を実施します。

一部
有料

企業技術研修

企業技術者を対象とした各種技術研修会・講習会を実施します。
また、企業のみなさまのご要望に応じてオーダーメイドの技術研修を実施します。

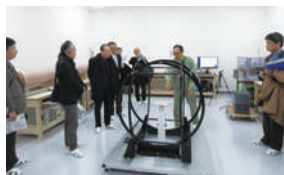
有料

先端技術イノベーションラボ
(Ds-Labo)

磁気シールドルーム、電波暗室、ドローン飛行用テストフィールドを備えた「先端技術イノベーションラボ」を活用し、新型ドローン、半導体基板、医療機器などの電子・電気機器開発の支援を実施します。



大分県産業科学技術センター

先端技術イノベーションラボ
[Ds-Labo]

問合せ先

大分県産業科学技術センター
大分市高江西1丁目4361-10(大分インテリジェントタウン内)
TEL 097-596-7101 <https://www.oita-ri.jp/>

5

先端技術

先端技術の活用による 新産業の育成

地域の産業や未来を支える先端技術への挑戦

●先端技術を活用する県内企業の挑戦

県では、先端技術の活用による新産業の創出を図るため、2017年度から大分県IoT推進ラボを設置しR6年度(R7.1時点)までに91件のプロジェクト認定を行ってきました。

進む人口減少も背景に目まぐるしく変化する先端技術の動向や知見を捉え、産学連携によるイノベーションに向けた取組を戦略的かつ丁寧に支援することで、県経済の成長に繋げていきます。

●次世代空モビリティへの挑戦

「空飛ぶクルマ」をはじめとした次世代空モビリティは、世界中で開発や実装に向けた取組が行われており、今後、大きな市場として期待されています。

本県では、こうした動きを積極的に取り入れ、県経済発展の新たな牽引力にしていきたい。空飛ぶクルマに関連する要素技術の研究開発支援や、空飛ぶクルマを活用した県内での商用サービス開発に対し支援することで、次世代空モビリティ産業の振興を図ります。



産学官連携による先端技術研究会の様子



空飛ぶクルマ活用に向けた包括連携協定締結

ドローンの社会実装への挑戦

●ドローン物流による地域実装に向けた取組

県下各地で様々な企業等と連携してドローン配送等を担う地域に拠点を持つ運航事業者を育成するとともに、災害時での活用などの地域課題解決の手段となり得るドローンを地域に実装するための実証事業に取り組んでいます。令和5年7月には発災直後に孤立世帯に対して全国で初めて救護物資配送を実施しました。



買い物支援や物流効率化等を目的とした「共同配送(*)×ドローン物流」実証実験の様子
*共同配送:従来個別に配送していた複数の物流企業が、トラックやコンテナなどを共同化し、配送する荷物をまとめて積合せて配送する輸送方法のこと。



●ドローンの産業分野への利用拡大

空撮や測量、農業散布等、ドローンの普及が進む分野では、ドローンユーザーとサービス提供者を結ぶプラットフォームサイトを新たに立ち上げ、より活用しやすい環境づくりを進めています。また、県ドローン協議会では、研究開発・サービス開発補助のほか、分野別の分科会活動やドローン活用に関する研修会開催を通じ、ドローン事業者の育成を支援しています。

XROSS DRONE PLATFORM

おおいだドローンプラットフォーム・クロス 検索



全国初の発災直後の救護物資配送の様子

宇宙関連産業創出への挑戦

●大分空港の宇宙港としての活用に向けた挑戦

宇宙と行き来する機材が離発着するための港の総称を宇宙港といいます。大分県は米国シエラ・スペース社、兼松株式会社、日本航空株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、東京海上日動火災保険株式会社とシエラ・スペース社の宇宙往還機ドリームチェイサーの着陸拠点として大分空港の活用を検討するパートナーシップを締結し、大分空港のアジア初の水平型宇宙港としての活用に向けて取り組んでいます。

※シエラ・スペース社について…米国の宇宙開発企業。宇宙往還機ドリーム・チェイサーの開発を行うとともに米国ブルーオリジン社等と商業宇宙ステーションの開発を行う。



シエラ・スペース社の宇宙往還機ドリームチェイサー

●県内企業による宇宙ビジネス創出への挑戦

宇宙機器開発や衛星データ利活用に関する専門講座の実施、宇宙ビジネス参入に向けた研究開発・実証への補助等を通じて、県内における宇宙関連産業の創出に取り組んでいます。

●次世代人材育成への挑戦

宇宙開発に知見のあるアカデミア等と連携したワークショップの開催等を通じて、次世代を担う人材の育成に取り組んでいます。



6

新産業

大分県版 カーボンニュートラルの推進

再生可能エネルギー先進県おおいた

大分県は、日本一の発電規模や源泉数・湧出量を誇る「地熱・温泉熱」、九州一のポテンシャルを持つ農業用水路などを活用した「小水力」、さらには豊富な森林資源を活かした「バイオマス」など、多様かつ豊富なエネルギー資源を有しています。

千葉大学倉阪研究室(千葉大学法政経学部 倉阪秀史教授)とNPO法人環境エネルギー政策研究所の共同レポートである「持続地帯2022年度版報告書」によると、本県の再生可能エネルギー自給率は全国2位とされています。

特に、発電量全国一を誇る九州電力(株)八丁原地熱発電所(九重町)や別府市などの家庭で日常的に行われる温泉熱利用などにより、地熱発電・地熱(温泉熱)利用は供給量全体の30%以上を占めています。



九電みらいエナジー (株)八丁原発電所



日本フォレスト(株) 天瀬発電所



城原井路小水力発電所

水素の地産地消に向けた取組 (大分県版水素サプライチェーンの構築)

●再生可能エネルギーを活用した水素製造実証事業

大分県九重町では、(株)大林組(本社:東京都)が令和3年7月から令和6年度末まで地熱発電電力を活用したグリーン水素製造実証を行い、製造されたグリーン水素は、県内外の水素ステーションのほか、水素エンジン車両や、船舶用燃料電池システムの実証運転用の燃料、県外の試験研究機関などに運ばれ、実際に利用されました。

また、同じく大分県九重町では、清水建設(株)(本社:東京都)が環境省事業(CO₂排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業)に採択され、大分県内に豊富に存在する地熱エネルギーと、豊かな森林資源から作られる木質バイオマスを活用した低コスト・グリーン水素を製造する実証事業が令和4年度に行われました。今後は商用規模での水素製造が期待されます。

●大分県エネルギー産業企業会「水素関連産業分科会」の立上げ

大分県の水素に関するポテンシャルを活かし、水素供給から利活用まで、関連する産業の育成に向けた取組を進めるため、令和3年6月に大分県エネルギー産業企業会(事務局:大分県商工観光労働部産業GX推進室)に「水素関連産業分科会」を設立しました。水素に関する情報発信やセミナー開催のほか、参加企業間のマッチングや事業創出を図っています。

県内の企業では、水素を超高純度化する技術の開発やアンモニアを燃料とする外航船の投入に向けた研究などが行われています。また、県内で製造された水素の新たな利活用先の検討も進んでおり、大分県版水素サプライチェーンの構築に向けた取組が進んでいます。

●水素に関する支援制度の充実

大分県エネルギー産業企業会では、水素等に関する研究開発や実証試験等に対する補助制度(エコエネルギーチャレンジ支援事業)を設けており、会員企業のチャレンジングなビジネス展開を支援しています。

また、県では、水素ステーションの整備や燃料電池自動車・燃料電池フォークリフトなどの導入に対する補助制度を設けており、国や市町村の補助制度と併用することができます。



(株)大林組 グリーン水素製造実証プラント



水素関連産業分科会の様子



清水建設(株)水素製造実証 開始式

グリーン・コンビナートおおいた推進構想

本県では、県経済を牽引する大分コンビナートのカーボンニュートラルと持続的発展の両立に向け、2050年(令和32年)の目指す姿を産学官共有の「グリーン・コンビナートおおいた推進構想」として令和6年1月に取りまとめました。

次世代エネルギーである水素などの供給・利活用、CO₂を利用したカーボンリサイクルなど、大分コンビナートを中心に県内企業のGXの取組を推進していきます。



大分コンビナートの概要

特徴①

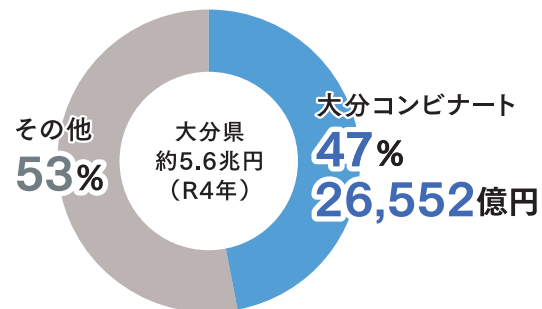
東西25km横長に開けた大分港に位置

多彩な企業が立地(製油所、石油コンビナート、製鉄所、LNG、非鉄金属、製紙等)。外航・内航船舶が多数入出港する重要港湾に位置



特徴③

県内の約半分を占める出荷額



特徴②

とても深い天然の良港

●日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区

水深30m 日本で唯一、世界最大級の鉄鉱石運搬船(40万トン級)が満載で着岸可能

●ENEOS(株)大分

水深24m (30万トン級)が満載で着岸可能
*護岸の強靱化対策(国直轄: H29~R17)

特徴④

全国上位、九州1位の出荷額

●製造品出荷額等の全国市町村別順位(R4)

(億円)

順位	市町村名	製造品出荷額等	順位	市町村名	製造品出荷額等
1	豊田市	168,114	6	横浜市	42,957
2	倉敷市	58,325	7	川崎市	41,343
3	市原市	57,151	8	大分市	38,569
4	堺市	48,107	9	神戸市	38,391
5	大阪市	44,999	10	名古屋市	35,622

7

生活

ゆとりある暮らし

暮らしやすく育てやすい 食もレジャーも満喫

自然

海岸線と山々に囲まれた大分県は、豊かな自然に恵まれています。大分県内には、2つの国立公園と3つの国定公園があります。



九州オルレ奥豊後コース (竹田市)



豊後二見ヶ浦 (佐伯市)



くじゅう連山 (九重町)

温泉

大分県は日本一の源泉数と湧出量を誇る「おんせん県」です。泉質も豊富で、地球上にある11種類の泉質のうち、放射能泉をのぞく10種類の泉質が楽しめます。



海地獄 (別府市)



由布院温泉 (由布市)



湯けむり展望台 (別府市)

レジャー

大分県では、年間をとって様々なレジャーを楽しむことができます。宇佐神宮や国宝臼杵石仏をはじめ貴重な歴史的文化遺産も多く、また、家族で楽しめる施設も豊富です。



宇佐神宮 (宇佐市)



花火大会 (別府市)



龍門の滝 (九重町)



九重森林公園スキー場 (九重町)



高崎山自然動物園 (大分市)



つくみん公園 (津久見市)

食

豊かな自然と温暖な気候に恵まれた大分県は、おいしくて新鮮な農産品や水産品が自慢です。地域により食文化も多様で、各地の特色ある「食」を楽しむことができます。



おおいと和牛



かぼす



佐伯寿司



とり天



関あじ・関さば



やせうま



ベリーツ

データで見る大分の暮らし

「日本一のおんせん県おおいた」では、生活コストが安価におさえられ、通勤時間や自由時間にゆとりが持てます。



		大分	福岡	大阪	東京	資料
生活費	民営家賃 3.3㎡/月	3,712 円	4,823 円	6,162 円	9,812 円 (※東京23区)	令和7年1月 小売物価統計調査(動向編) 総務省統計局
	食料 全国を100とした場合の物価指数	98.7	98.1	99.5	102.8	
	交通・通信 全国を100とした場合の物価指数	98.5	97.8	100.8	102.9	令和5年 小売物価統計調査 (構造編) 総務省統計局
	教養娯楽 全国を100とした場合の物価指数	95.5	97.4	100.8	105.9	
時間	通勤時間 1日あたり(平日)	25分	28分	35分	36分	令和3年 社会生活基本調査 総務省統計局
	自由時間 1日あたり(平日)	309分	299分	300分	280分	※自由時間: テレビ・ラジオ・新聞・ 雑誌・休養・くつろぎ、 趣味・娯楽の合計
仕事と家庭の両立	合計特殊出生率	1.39	1.26	1.19	0.99	令和5年 人口動態統計 厚生労働省
	25～44歳の育児をしている女性の有業率	77.7%	73.6%	71.1%	75.0%	令和4年 就業構造基本調査 総務省統計局
	認定こども園数 0～5歳人口10万人当たり	354.8 園	81.7 園	203.1 園	26.5 園	統計でみる都道府県 のすがた2025 総務省統計局
生活環境	都市公園面積 人口1人当たり	11.09㎡	9.30㎡	5.76㎡	4.38㎡	
	社会体育施設数 人口100万人当たり	510.8 施設	250.6 施設	135.6 施設	159.1 施設	広々とした公園や 公共の スポーツ施設が 多いね!
	多目的運動広場数 人口100万人当たり	89.8 施設	45.9 施設	26.9 施設	9.6 施設	
	一般病院数 人口10万人当たり	11.4 施設	7.6 施設	5.3 施設	4.2 施設	
	医療施設に従事する 看護師・准看護師数 人口10万人当たり	1468.7 人	1318.7 人	943.6 人	792.2 人	統計でみる都道府県 のすがた2025 総務省統計局

「おんせん県おおいた」をPR中

ミッドナイト
おおいたさ、全力。
おもてなした。

ホームページ「大分県企業立地ガイド」

紙面の都合により掲載できなかった適地情報は、ホームページ「大分県企業立地ガイド」にてご案内しています。

ステップごとに情報を検索できます

進出までのステップ

立地する際の手続きは、様々なケースが考えられます。進出検討時だけでなく、進出時、操業開始後も継続的にサポートいたします。

STEP01 相談

適地情報、優遇制度等をご案内いたします。必要に応じて、企業立地推進課・各県外事務所担当者をご訪問します。進出するうえでの不安や気になることなどありましたら、お気軽にご相談ください。

STEP02 現地視察

物件の現地視察時には、県および市町村の担当者が付き添い各種情報の説明などフォローいたします。

STEP03 操業前手続きサポート

進出に伴う各種手続きのサポートも実施いたします。県および市町村の担当者が各種手続きを安心して進められるようサポートいたします。お気軽にご相談ください。

リニューアルしました！



検索はこちら



STEP04 立地表明・操業開始

ご希望に応じて知事・各市町村長同席の立地表明式を実施いたします。マスコミオープンで実施する場合、進出を広く周知することができ、採用面などでのメリットがあります。

操業開始後も継続サポート

大分県は、都道府県別の支援に関する立地企業の満足度調査で全国1位になったこともあります。（平成20年都道府県企業立地満足度調査経済産業省）操業開始後も、県および市町村の担当者が定期訪問の上、新規投資支援、人材育成・確保支援、事業支援を行うなど大分県での事業展開を継続的にサポートします。

自治体等が保有する工業団地・適地を検索できます

物件情報



民間の不動産業者が保有する不動産情報を掲載するサイト「おおいた企業立地ポータル」



検索はこちら

問合せ先

おおいた企業立地ポータルチーム
TEL 097-537-0177

工場用地概要

番号	工場用地名	所在地	分譲面積(m ²)	造成後単価(円/m ²)	現況	工水(m ³ /日)	上水(m ³ /日)	地下水(m ³ /日)	ページ
★①	野津東部工場用地	臼杵市	186,800 (全体835,000)	応相談	未造成		500	300	19
②	大分北部中核工業団地	豊後高田市	64,368	9,363～9,726 (一部応相談)	造成済	3,000 (予定)	270		19
★③	八坂・東地区工業団地	杵築市	871,696 (一部未買収地あり)	応相談	未造成		有		20
④	猿渡新工業団地	宇佐市	11,271	応相談	造成済		有		20
⑤	川崎工業団地北側用地	日出町	9,900～37,300	10,500～11,800	粗造成		100		21
★⑥	玖珠工業団地	玖珠町	97,514	13,333	造成済		220	500	21

※1 分譲単価については、改定されることがあります。
※2 P19～21の地図については国土地理院(電子国土)数値地図25000の地図画像を掲載したものです。
★印付きは大規模工場用地

適地概要(P19～21)に記載の規制について

騒音規制

区分	午前8時～午後7時 (津久見市 午前7時～午後7時)	朝:午前6時～午前8時 夕:午後7時～午後10時 (津久見市 午前6時～午後7時)	午後10時～翌午前6時
第1種区域	50db以下	45db以下	40db以下
第2種区域	60db以下	50db以下	45db以下 (日田市40db以下)
第3種区域	65db以下	60db以下	50db以下 (津久見市55db以下)
第4種区域	70db以下	65db以下	60db以下 (大分市・臼杵市55db以下)

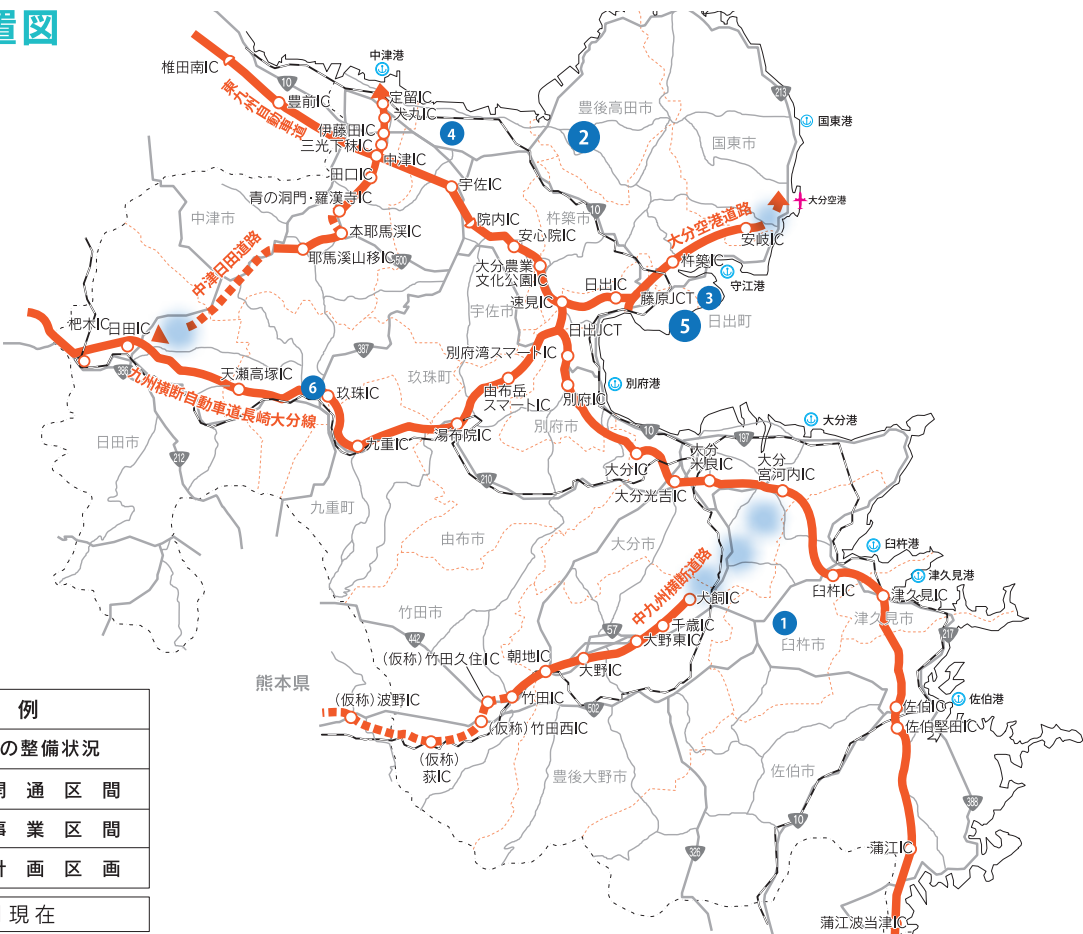
振動規制

区分	午前8時～午後7時 (津久見市 午前7時～午後7時)	午後7時～翌午前8時 (津久見市 午後7時～翌午前7時)
第1種区域	60db以下	55db以下
第2種区域	65db以下	60db以下

排水規制

規制の根拠法を記載。上乗せ基準である瀬戸内環境保全特別措置法は日最大排出量が50m³以上の工場が対象。

工場用地位置図



凡 例	
高速道・高規格道路の整備状況	
	開 通 区 間
	事 業 区 間
	計 画 区 画
令和6年3月現在	

01 野津東部工場用地 USUKI



適地概要

所在地	大分県臼杵市野津町大字老松		
事業主体	臼杵市		
分譲面積	186,800㎡(全体835,000㎡)		
地域指定	都市計画区域外		
現況	山林		
価格	応相談		
電力	6.6kV 約0.5km 標準工期6か月程度 66 kV 約8.0km 標準工期6年程度		
用水	上水道 500㎡／日 地下水 300㎡／日		
排水	排水処理後→公共下水道		
排水規制	瀬戸内海環境保全特別措置法		
交通	大分空港	80km(車で80分)	
	臼杵IC	11km(車で15分)	
	宮河内IC	15km(車で20分)	
	臼杵港	15km(車で25分)	
	大分港(大在)	27km(車で30分)	
	臼杵駅	15km(車で25分)	
騒音規制	規制なし		
振動規制	規制なし		
建ぺい率	規制なし		
容積率	規制なし		
引渡時期	協議		
30分圏内の人口	約610,000人		

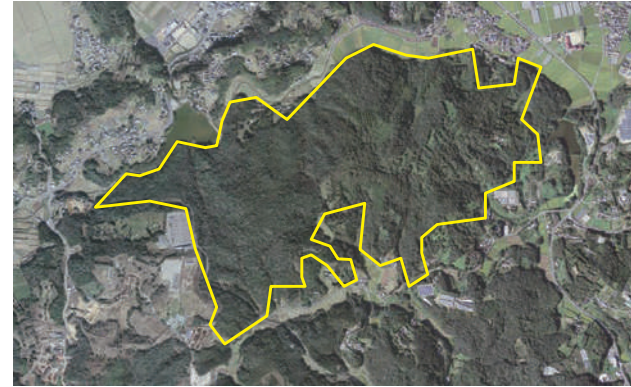
02 大分北部中核工業団地 BUNGOTAKADA



適地概要

所在地	大分県豊後高田市かなえ台	
事業主体	N-2、P-2：県土地開発公社	H-2-2：民間
	N-2：16,342㎡	
分譲面積	P-2：14,354㎡	
	H-2-2：33,672㎡	
地域指定	工業地域	
現況	宅地	
価格	N-2、P-2：9,363～9,726(円/㎡) H-2-2：応相談	
電力	6.6kV 近接 標準工期3か月程度 66 kV 約0.5km 標準工期3年程度	
用水	上水道 270㎡/日 ※補助金あり(80円/㎡)	
排水	公共下水道	
排水規制	瀬戸内海環境保全特別措置法	
	大分空港	35km(車で40分)
	北九州空港(高速利用)	85km(車で80分)
交通	宇佐IC	18km(車で25分)
	中津港	25km(車で40分)
	宇佐駅	8km(車で15分)
	国道213号	5km(車で10分)
騒音規制	第4種区域	
振動規制	第2種区域	
建ぺい率	60%	
容積率	200%	
引渡時期	即時	
30分圏内の人口	約120,000人	

03 八坂・東地区工業団地 KITSUKI



適地概要

所在地	大分県杵築市猪尾字力キセ2006番地 外
事業主体	杵築市
分譲面積	871,696㎡（一部未買収地あり）
地域指定	都市計画区域内（白地地域）
現況	山林
価格	応相談
電力	6.6kV 近接 標準工期3か月程度 66kV 約0.6km 標準工期3年程度
用水	上水道
排水	排水処理後→別府湾
排水規制	瀬戸内環境保全特別措置法
交通	大分空港 29km（車で40分）
	杵築IC 5km（車で10分）
	国道213号 1km （車で3分）
	杵築駅 5.5km（車で10分）
	守江港 6km （車で9分）
大分港 31km（車で53分）	
騒音規制	規制なし
振動規制	規制なし
建ぺい率	70%
容積率	200%
引渡時期	協議
30分圏内の人口	約190,000人

04 猿渡新工業団地 USA



適地概要

所在地	大分県宇佐市大字猿渡1048-18		
事業主体	宇佐市土地開発公社		
分譲面積	11,271㎡		
地域指定	用途白地地域		
現況	雑種地		
価格	応相談		
電力	6.6kV 約0.1km 標準工期3か月程度		
用水	上水道		
排水	・雨水排水（専用排水路で伊呂波川へ放流） ・工場排水は処理必要		
排水規制	瀬戸内環境保全特別措置法		
	大分空港	62.5km（車で55分）	
	宇佐IC	6.5km（車で8分）	
	国道10号	1km（車で3分）	
	柳ヶ浦駅	8.6km（車で14分）	
	中津港	13.3km（車で22分）	
騒音規制	規制なし		
振動規制	規制なし		
建ぺい率	70%		
容積率	200%		
引渡時期	協議		
30分圏内の人口	約130,000人		

大分県の魅力

物件紹介

優遇制度

資料

大分県の魅力

物件紹介

優遇制度

資料

05 川崎工業団地北側用地 HIJI



適地概要

所在地	大分県速見郡日出町大字川崎
事業主体	日出町
分譲面積	9,900㎡～37,300㎡
地域指定	都市計画区域内(無指定地域)
現況	宅地・雑種地
価格	10,500～11,800円/㎡
電力	6.6kV 近接 標準工期3か月程度 66kV 約0.2km 標準工期3年程度
用水	上水道 100㎡/日
排水	公共下水道
排水規制	瀬戸内環境保全特別措置法 大分空港 29km(車で40分)
交通	日出IC 5km(車で10分) 大分港 24km(車で40分) 日出駅 2.5km (車で6分)
騒音規制	規制なし
振動規制	規制なし
建ぺい率	70%
容積率	200%
引渡時期	I 区画及びII 区画: 購入申込から約12ヶ月 III 区画:購入申込から約4ヶ月 ※引渡までに各区画の標高を合わせる 基礎工事や全体の造成工事を行うため
30分圏内の人口	約160,000人

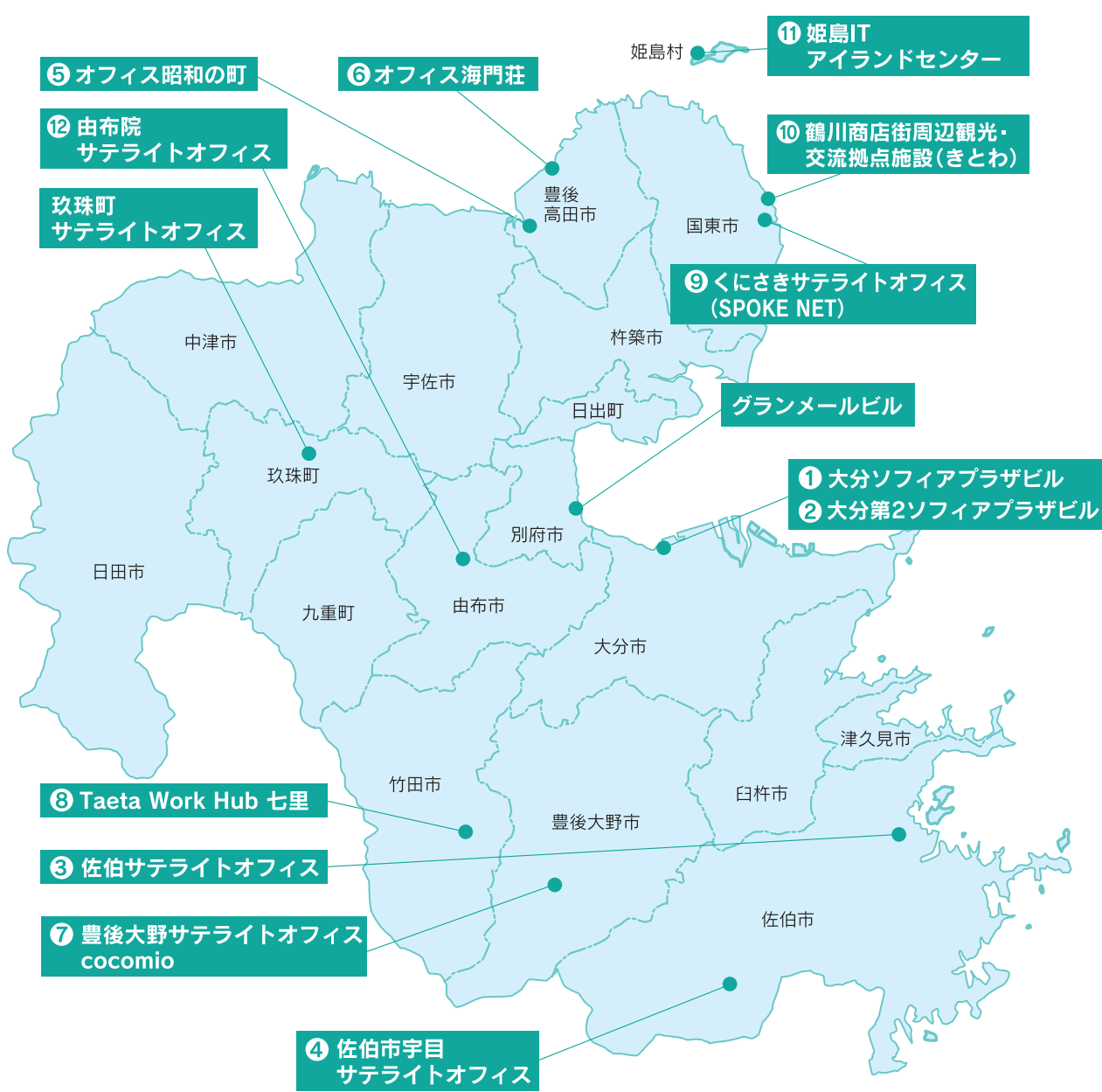
06 玖珠工業団地 KUSU



適地概要

所在地	大分県玖珠郡玖珠町四日市
事業主体	県土地開発公社
分譲面積	97,514㎡
地域指定	工業系用途地域予定(農工業団地)
現況	宅地
価格	44,000(円/坪) 13,333(円/㎡)
電力	6.6kV 近接 標準工期3か月程度 66 kV 約0.4km 標準工期3年程度
用水	上水道 220㎡/日 地下水 500㎡/日
排水	廃水処理後→太田川→玖珠川
排水規制	水質汚濁防止法
交通	福岡空港(高速利用) 90km(80分) 玖珠IC 4km(10分) 大分港(大在)(高速利用) 85km(85分) 国道210号 2km(10分) 国道387号 1.5km (8分) 豊後森駅 2km(10分)
騒音規制	第3種区域
振動規制	第2種区域
建ぺい率	70% (一部)
容積率	200%(一部)
引渡時期	即時
30分圏内の人口	約100,000人

サテライトオフィス



ホームページ「おおいた企業立地ポータル」



民間物件の
検索はこちら



ホームページ「大分県企業立地ガイド」

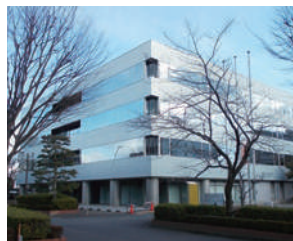


サテライトオフィス
コワーキングスペースの
検索はこちら



ソフィアプラザ

① 大分ソフィアプラザビル



大分市の中心部に位置する「大分ソフトパーク」の中核施設です。知的生産の場にふさわしいオフィス環境を用意するとともに、恵まれた外部環境を生かしながら、地域アメニティの向上にも配慮して整備されています。



賃室料	月額	応相談(共益費等:応相談)
所在地	大分市東春日町17-19	
構造	鉄筋コンクリート造(一部Prc造) 地上4階建	
建築年	昭和63年	駐車場 84台(料金と台数は応相談)
備考	●共益費は、共用部分の光熱水道費、清掃費、設備保守費等です。 ●室内の清掃は、指定業者と契約のうえ、別途実費をいただきます。	

② 大分第2ソフィアプラザビル



大分市の中心部に位置する「大分ソフトパーク」の中核施設です。知的生産の場にふさわしいオフィス環境を用意するとともに、恵まれた外部環境を生かしながら、地域アメニティの向上にも配慮して整備されています。



賃室料	月額	応相談(共益費等:応相談)
所在地	大分市東春日町17-20	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造 地上7階建(塔屋1階)	
建築年	平成5年	駐車場 67台(料金と台数は応相談)
備考	●共益費は、共用部分の光熱水道費、清掃費、設備保守費等です。 ●室内の清掃は、指定業者と契約のうえ、別途実費をいただきます。	

⑦ 豊後大野サテライトオフィスcocomio

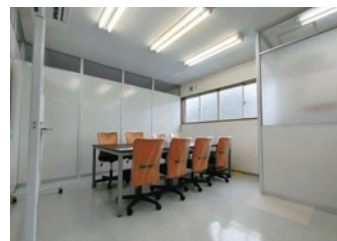


JR緒方駅から徒歩10分、田園を眺められる、ゆったりとした空間のオフィス。施設内には宿泊施設やカフェ等も備えた複合施設です。



賃室料	月額	1部屋:17,050円
面積	10.50㎡(1部屋)	
所在地	豊後大野市緒方町下自在172番地	
備考	●施設内Wi-Fi対応 ●サテライトオフィスに共有スペース有り ●施設内にコワーキングスペース、ゲストハウス、カフェ有り ●旧歴史民俗資料館を改修(令和3年度)	

⑧ Taeta Work Hub 七里



令和5年に旧店舗の3・4階に整備されたオフィス。中九州横断道路竹田ICそばに位置し車でアクセスがよい。市役所や法務局、税務署など徒歩5分圏内。人は利用できないが荷物搬入のエレベーター有り。机・椅子の貸出も可。

賃室料	月額	3階:2万円 24時間・365日利用可(インターネット、光熱水費込) 4階は要相談
面積	3階 約12㎡×4部屋(うち2室 契約中) 4階 約55㎡×1部屋	
所在地	竹田市大字会々1464番地14	
備考	問:まちづくりたけた株式会社 0974-64-0175 コワーキング利用の場合は料:2,000円/日 時:9時~17時 休:土日祝日・年末年始	

サテライトオフィス

大分県では、移動時間の短縮、ゆとりある環境での生産性向上などの観点からサテライトオフィスへの入居を検討される企業向けに拠点整備を進めています。

③ 佐伯サテライトオフィス



東九州自動車道(佐伯IC)から10分以内、佐伯市街地に近隣した利便性の良い立地のオフィスです。



賃室料	月額	無償 ※要議決
面積	71㎡(1部屋)、58㎡(1部屋)	
所在地	佐伯市鶴岡町2丁目1794番地3	
備考	●高速通信回線工事済(接続別途) ●給湯室を整備(共用) ●駐車場有り ●旧佐伯豊南高等学校を改修(令和3年)	

④ 宇目サテライトオフィス



ファーストステップ支援補助金の対象。P27をご覧ください。

ユネスコエコパークに登録された自然豊かな環境で働けるオフィスです。



賃室料	月額	無償 ※要議決
面積	80㎡(1部屋)、52㎡(1部屋)	
所在地	佐伯市宇目大字小野市3517番地3	
備考	●高速通信回線工事済(接続別途) ●給湯室、休憩室等を整備(共用) ●駐車場有り ●旧小野市保育所を改修(令和元年)	

⑨ くにさきサテライトオフィス(SPOKE NET)



大分空港から車で約10分。「道の駅くにさき」内の観光案内所2階にあります。目の前には白砂青松の海岸が広がり、事務室はオーシャンビューです。道の駅には物産館、食事処、カフェ等の施設も充実しています。



賃室料	月額	事務室1(50㎡)4万円、事務室2(25㎡)2万円 事務室4(18㎡)1.4万円
面積	50㎡、25㎡、18㎡(計3部屋)	
所在地	国東市国東町小原2662番地1	
備考	●フリーWi-Fi完備(高速光回線、最大1Gbps) ●共用の会議室、シャワー室等を整備 ●コワーキングスペース月額1万円 ●旧サイクリングターミナルを改修(平成29年)	

⑪ 姫島ITアイランドセンター



ファーストステップ支援補助金の対象。P27をご覧ください。

姫島ITアイランドセンターにサテライトオフィスとコワーキングスペースを整備。離島ならではの落ち着いた雰囲気で行えます。



賃室料	月額	30㎡:2.6万円(共益費:1,500円)、 60㎡:5.2万円(共益費:3,000円)、 120㎡:10万円(共益費:5,000円)
面積	3-1号室~3-3号室 30㎡(3部屋)、3-5号室 60㎡(1部屋)、2号室 120㎡(1部屋)	
所在地	東国東郡姫島村1681番の2	
備考	●高速通信回線整備 ●エアコン完備 ●全室OAフロア完備・床下コンセント ●全室ナンバーキー有り ●共用の簡易給油室有り ●2階にコワーキングスペース3部屋完備 ●旧姫島小学校を改修	

⑩ 鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設(きとわ)



国東市役所近くの市中心部に古民家を改修し、サテライトオフィスとして整備しました。観光拠点やチャレンジショップと連結した地域活性化の拠点となる施設です。古民家ならではの雰囲気魅力です。



賃室料	月額	オフィス1(33.57㎡)46,500円/月 オフィス5(19.59㎡)31,000円/月
面積	8.5㎡、13.4㎡、13.8㎡、19.5㎡、33.5㎡(計5部屋)	
所在地	国東市国東町鶴川1365番地1	
備考	●Wi-Fi設備(5Gbps) ●コワーキングスペースのドロップイン利用可能(700円/2時間 または 12,600円/月) ●築100年以上の旧医院を改修(令和4年)	

⑤ オフィス昭和の町



どこか懐かしく温かい雰囲気漂う昭和の町商店街一角のオフィスです。



賃室料	月額	5万円(駐車場1台3千円と光熱水費実費は含まない)
面積	59㎡(1部屋)	
所在地	豊後高田市浜町652番地1	
備考	●高速通信回線整備 ●中庭を整備 ●バーカウンター・トイレ・クローゼット完備 ●進出支援助成金(家賃・引越費用、備品購入等)有り ●旧店舗(雑貨店)を改修(令和3年)	

⑥ オフィス海門荘



夕日のきれいな真玉海岸や泉質の良い海門温泉のすぐそばにあります。



賃室料	月額	1階 8.4万円 2階 契約済
面積	1階226㎡(4部屋)	
所在地	豊後高田市中真玉1778番地8	
備考	●高速通信回線整備 ●各階に居住スペース、風呂、トイレ有り ●コワーキングスペース、キッチン、ロビーは共有 ●進出支援助成金(家賃・引越費用、備品購入等)有り ●旧旅館を改修(令和4年)	

⑫ 由布院サテライトオフィス



JR由布院駅から徒歩10分の好立地。施設周辺には有数の観光地である「湯の坪街道」や名勝「金鱗湖」もあり、施設に隣接している「健康温泉館」でリフレッシュもできます。



賃室料	月額	オープンエリア・個室 15,400円(税込/1名)
面積	全210㎡(個室1人用~4名用や20名程度まで対応可)	
所在地	由布市湯布院町川上2863番地	
備考	●高速通信回線整備(Wi-Fi対応) ●コワーキング利用可(時間単価のスペースもあります) ●キャッシュレス決済各種対応 ●プロジェクター/ロッカー/プリンター 等利用可 ●法人・個人契約要相談 ●旧観光事務所を改修(令和3年度)	

業種別補助金早見表

※主な業種・制度に絞って掲載しております。ここに記載されたもの以外でも活用可能な制度がございます。
詳しくは、各制度のページをご覧ください。

業 種	地 域	投 資 内 容	助 成 制 度	
製造業	全域	・土地・建物・附属設備・構築物の取得価格が1億円以上 ※法人税のみの減免なら減価償却資産で1億円以上	税制優遇(地域未来法)	P35
	全域	・新設/増設…80億以上の投資かつ80人以上の新規従事者数	大規模投資促進補助金	P26
		・新設/増設…500億以上の投資かつ50人以上の新規従事者数	大規模投資促進補助金(戦略産業投資促進枠)	P26
		・新設…5人(中核市は10人)以上の新規従事者数	産業立地促進補助金	P26
	過疎地域 ^{※1}	・増設…2億円以上の投資かつ2人(中核市は5人)以上の新規従事者数	産業立地促進補助金	P26
	過疎地域 ^{※1}	・建物・附属設備・機械装置・構築物の取得価格が2,000万円以上 (資本金によっては500万円～)	税制優遇(過疎法)	P33
	半島地域 ^{※2}	・建物・附属設備・機械装置・構築物の取得価格が2,000万円以上 (資本金によっては500万円～)	税制優遇(半島振興法)	P34
物流業	全域	・新設/増設…80億以上の投資かつ80人以上の新規従事者数	大規模投資促進補助金	P26
		・新設…5人(中核市は10人)以上の新規従事者数	産業立地促進補助金	P26
		・増設…2億円以上の投資かつ2人(中核市は5人)以上の新規従事者数	産業立地促進補助金	P26
情報関連産業	全域	・10億円以上の設備投資かつ30人以上の新規従事者数	大規模投資促進補助金(情報関連産業)	P27
		・5人以上の新規従事者数	オフィス系企業誘致補助金(情報関連産業)	P27
		・5人以上(中小企業1人以上)の新規従事者数	税制優遇(地域再生法)	P37
		・一定額以上の設備投資※投資を行う地域に別途指定あり	税制優遇(地域再生法)	P37
	過疎地域 ^{※1}	・建物・附属設備・機械装置・構築物の取得価格が500万円以上	税制優遇(過疎法)	P33
	半島地域 ^{※2}	・建物・附属設備・機械装置・構築物の取得価格が500万円以上	税制優遇(半島振興法)	P34
	条件不利地域 ^{※3}	・条件不利地域のサテライトオフィスへの拠点開設 現状: 姫島村、佐伯市宇目	ファーストステップ支援事業費補助金	P27
コールセンター業 BPO業	全域	・10人以上の新規雇用者数(大分市は30人以上)	オフィス系企業誘致補助金 (コールセンター・BPO業)	P27
	条件不利地域 ^{※3}	・条件不利地域のサテライトオフィスへの拠点開設 現状: 姫島村、佐伯市宇目	ファーストステップ支援事業費補助金	P27

※1 過疎地域…豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、杵築市、臼杵市、津久見市、大分市(旧野津原町・旧佐賀関町)、由布市(旧庄内町)、佐伯市、竹田市、豊後大野市、九重町、玖珠町、日田市、中津市(旧三光村・旧本耶馬溪町・旧耶馬溪町・旧山国町)
※2 半島地域…日出町 ※3 条件不利地域…離島振興対策実施地域及び山村振興法対象地域(詳細はP43をご覧ください)

その他制度のご紹介

※詳しい条件や補助内容は詳細ページをご確認ください

大分県に本社機能を
移転される方

▶ 地域再生法(41ページ)、
本社機能誘致促進補助金(43ページ)

大分県と社員の移住を中心とした
連携協定の締結を行う方

▶ 大分県リモートワーク
促進補助金(43ページ)

併給可否確認表

	税制優遇 (過疎法)	税制優遇 (半島振興法)	税制優遇 (地域未来法)	産業立地促進補助金 (製造業)	産業立地促進補助金 (物流業)	オフィス系企業誘致 促進補助金	大規模投資 促進補助金	ファーストステップ 支援事業費補助金
税制優遇 (過疎法)			△ ※国税・地方税を 分けて活用可	○	×	※情報関連産業 のみ	○	※情報関連産業 のみ
税制優遇 (半島振興法)			△ ※国税・地方税を 分けて活用可	○	×	※情報関連産業 のみ	○	※情報関連産業 のみ
税制優遇 (地域未来法)	△ ※国税・地方税を 分けて活用可	△ ※国税・地方税を 分けて活用可		○	○	※情報関連産業 のみ	○	
産業立地促進補助金 (製造業)	○	○	○		×	×	×	×
産業立地促進補助金 (物流業)	×	×	○	×		×	×	×
オフィス系企業誘致 促進補助金	△ ※情報関連産業 のみ	△ ※情報関連産業 のみ	△ ※情報関連産業 のみ	×	×		×	○
大規模投資促進 補助金	○	○	○	×	×	×		※情報関連産業 のみ
ファーストステップ 支援事業費補助金	△ ※情報関連産業 のみ	△ ※情報関連産業 のみ		×	×	○	△ ※情報関連産業 のみ	

大分県の補助制度

大分県産業立地促進補助金

業 種	補助要件
製造業、商品検査業(半導体検査業)、物流業 (県内事業者については、自動車、半導体、太陽電池、医療、精密機器に関する製品や生産設備の製造を行う企業)	[新設]①～③に該当 又は ②及び③に該当 ①設備投資額 3億円以上 ②工場等の設置に伴う新規従事者数が 5人(中核市は10人)以上 ③用地取得(賃貸)後、 3年以内 に工場等の建設に着手すること (県及び県土地開発公社が造成した団地は5年以内)
補助金	[増設]①～③に該当 ①設備投資額 2億円以上 ②工場等の設置に伴う新規従事者数 2人(中核市は5人)以上 ③-1 用地取得(賃貸)後、 3年以内 に工場等の建設に着手すること (県及び県土地開発公社が造成した団地は5年以内) ③-2 用地の取得を伴わない増設については増設表明後 1年以内 に 工場等の建設に着手すること
@50万円×新規従事者数 + (土地・建物取得額+投下固定資産額)×3%(限度額:3億円) ● 過疎地域の場合(加算) + @30万円×新規従事者数(限度額:3千万円)	
@30万円×新規従事者数(限度額:3千万円)	

大分県大規模投資促進補助金

業 種	補助要件
製造業、物流業	[新設]に該当①～④に該当 [増設]に該当①～③に該当 ①操業までの設備投資額 80億円以上 ②新規従事者 80人以上 ③用地取得後又は造成完了後 3年以内 に、増設については 増設表明後 3年以内 に工場等の建設に着手すること ④該当地区に工場が設置されること ●工場立地法:工場適地 ●農村地域工業等導入促進法:工業等導入地区 ●都市計画法:工業専用地域、工業地域、準工業地域 ●市町村等により造成された工業団地 ※「大分県産業立地促進補助金」との併用は出来ない
補助金	
最大 30 億円	● 新規従事者80人以上100人未満 投資額×5%×新規従事者数/100 (限度額:投資額×5%の額が10億円) ● 新規従事者100人以上 投資額×5% (限度額:新規従事者数 300人以上→30億円 200～299人→20億円 100～199人→10億円 ※中核市は限度額1/2)

大分県大規模投資促進補助金(戦略産業投資促進枠)

業 種	補助要件
製造業 (自動車、半導体、新エネルギー、医療、精密機器に関する製品や 生産設備の製造を行う企業)	[新設]に該当①～④に該当 [増設]に該当①～③に該当 ①操業までの設備投資額 500億円以上 ②新規従事者 50人以上 ③用地取得後又は造成完了後 3年以内 に、増設については 増設表明後 3年以内 に工場等の建設に着手すること ④該当地区に工場が設置されること ●工場立地法:工場適地 ●農村地域工業等導入促進法:工業等導入地区 ●都市計画法:工業専用地域、工業地域、準工業地域 ●市町村等により造成された工業団地 ※「大分県産業立地促進補助金」との併用は出来ない
補助金	
最大 30 億円	● 新規従事者50人以上 投資額×5% 限度額:新規従事者数 (80人以上→30億円 50～79人→25億円)

大分県の補助制度

大分県オフィス系企業誘致促進補助金

対象業種	補助金額
●情報関連産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、機械設計業）	@20万円（中核市は@10万円）×新規従事者数（3年間） +土地・建物取得額×10% +オフィス賃料（3年間）×1/3 +投下固定資産額×10% +専用通信回線使用料（3年間）×1/2（限度額：1億円）
補助要件	
新規従事者数5人以上 ※注1 算定対象となる投資額や雇用者には個別の要件があります。 ※注2 新規従事者は、申請時の在籍者数が対象になります。	
対象業種	補助金額
●BPO、コールセンター業	@20万円（中核市は@10万円）×新規従事者数（3年間） +土地・建物取得額×10% +オフィス賃料（3年間）×1/3 +投下固定資産額×10% +業務システム使用料（3年間）×10% +専用通信回線使用料（3年間）×1/2 +人材育成支援（出張費見合いで定額3年間） （限度額：2億8千万円）
補助要件	
新規従事者数10人以上（中核市は30人以上） ※注1 算定対象となる投資額や雇用者には個別の要件があります。 ※注2 新規従事者数は、申請時の在籍者数が対象になります。 ※注3 人材育成支援は正社員登用制度があることが条件です。	

大分県大規模投資促進事業費補助金

対象業種	補助金額
●情報関連産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、機械設計業）	●新規従事者30人以上100人未満 投資額×5%×新規従事者数/100 （限度額：投資額×5%の額が10億円） ●新規従事者100人以上 投資額×5% （限度額：新規従事者数 300人以上→30億円 200～299人→20億円 100～199人→10億円）
補助要件	
①操業までの設備投資額10億円以上 ②新規従事者30人以上 ③用地取得後又は造成完了後3年以内に、増設については増設表明後3年以内に工場等の建設に着手すること ※「大分県オフィス系企業誘致促進補助金」との併用はできない	

大分県ファーストステップ支援事業費補助金

対象業種	補助金額
●情報関連産業、BPO、コールセンター業 「大分県オフィス系企業誘致促進補助金」との併用可能	補助限度額300万円 補助額 対象経費×2/3
補助要件	
条件不利地域(※)のサテライトオフィスへの拠点開設 新規従事者数1人以上 ※条件不利地域 ・離島振興対策実施地域…… 姫島(姫島村)、地無垢島・保戸島(津久見市)、大入島・大島・屋形島・深島(佐伯市) ・山村振興法指定地域……県内14の市町の一部地域 （詳細は大分県のホームページをご確認ください）	●対象経費 条件不利地域(※)のサテライトオフィスで働く従業員の 人件費(2名分以内)※旅費は除く 人材確保に要する経費(広告費、人材紹介経費など) ●対象期間 人件費：事業開始日から1年以内(最大1年分) 人材確保：事業開始日の前後1年以内(最大2年分)



大分県本社機能誘致促進補助金

補助要件	補助金額
大企業：新規従事者数10人以上 中小企業：新規従事者数5人以上 ※注1 算定対象となる投資額及び雇用者には個別の要件があります。 ※注2 事務所とは、地域再生法施行規則第8条に規定する事務所に限ります。 ※注3 新規従事者は、申請時の在籍者数が対象になります。 ●対象施設：事務所（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門） 研究所 ●対象施設：県内全域	@80万円×新規雇用者数+@50万円×転入者数 ●施設取得の場合 +（土地・建物取得額+投下固定資産額）×3% （限度額：3億円） ●施設賃借の場合 +施設賃料（2年間）×1/2+投下固定資産額×10% （限度額：1億円）

社員への試験的テレワーク移住補助金・社員への試験的テレワーク移住の延泊滞在補助金

補助要件	補助金額
ア. 大分県外に本社を有している法人 イ. 大分県と社員の移住を中心とした連携協定等の締結を行う法人 ※協定書を締結した企業が50%以上出資した法人も含む ※締結予定の企業も含む ウ. 大分県への移住に興味がある社員が所属している法人（転勤など一時的な転入は除く） エ. ①大分県内での5日間以上の滞在 （業務等に関連しやむを得ない事情が発生した場合は除く） エ. ②大分県内での5日間以上の滞在から追加で1泊以上の延泊滞在を必要とする（延泊滞在補助金の要件） オ. その他県が指示する事項	社員への試験的テレワーク移住補助金 上限50,000円（税抜） 社員への試験的テレワーク移住の延泊滞在補助金 上限30,000円（税抜） ●対象経費 自宅から大分県への交通費（公共交通機関の利用に限る）及び宿泊料を支給する企業経費を負担する ●対象期間 ●限度数 年度限り 社員一人あたり1回を上限
問合せ先	大分県企画振興部 おおいた創生推進課 移住定住促進班 TEL 097-506-2037

大分県リモートワーク促進補助金

補助要件	補助金額
①大分県外に本社を有している法人 ②大分県と社員の移住を中心とした連携協定等の締結を行う法人 ※協定書を締結した企業が50%以上出資した法人も含む ③県内に定住する意思がある社員が大分県内に移住すること （単身赴任解消又は転勤など一時的な転入は除く）	補助額（1回あたり） ①上限32,000円（関東以北への出社） ②上限20,000円（関西以北への出社） ③上限4,000円（九州・沖縄地区への出社） 補助限度数（1年ごと） ①社員一人あたり年12回（移住した社員が5名以上の場合） ②社員一人あたり年8回（移住した社員が3～4名の場合） ③社員一人あたり年4回（移住した社員が1～2名の場合） ●対象経費 自宅から本社などへの出社に要する交通費（公共交通機関の利用に限る）及び宿泊料 ●対象期間 一番最初に社員が移住した日の翌日から3年間
問合せ先	大分県企画振興部 おおいた創生推進課 移住定住促進班 TEL 097-506-2037

優遇制度 ②補助制度

市町村の優遇制度

市町村	補助金名称	対象業種	補助要件	補助金額	限度額
大分市	企業立地促進助成金	○製造業 ○製造業以外の産業については、情報通信関連産業支援助成金の対象産業を除き、かつ、県・市等により造成された産業用地または大分市産業用地開発支援事業の指定を受け開発された産業用地への立地に限る。 ※脱炭素投資支援は製造業のみ	【新設】 ○投資額10億円(中小企業は1億円)以上 ○新規雇用者20人(中小企業は5人)以上 【増設・移設】 ○投資額10億円(中小企業は5千万円)以上 ○新規雇用者10人(中小企業は2人)以上(正規雇用・非正規雇用は問わない) 【脱炭素投資支援】 ○脱炭素投資額3千万円以上 ○事業計画時の雇用従業員数を維持	○設備投資支援 設備投資額×6％ 機械等の賃借に係る 設備投資額×25％(1年間) ○雇用促進支援 新規雇用者数×50万円 ○脱炭素投資支援 脱炭素投資額×10％	設備投資支援・雇用促進支援: 新設5億円、増設3億円 脱炭素投資支援:1億円(助成金限度額は、新設6億円、増設・移設4億円となる。) ※同一企業の支払期間の重複制限あり。詳細はお問い合わせください。
	情報通信関連産業支援助成金	<対象業種A> ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 デザイン業・機械設計業 <対象業種B> コールセンター業 BPO業 等	新規雇用者3人以上(正規雇用・非正規雇用は問わない) 新規雇用者30人以上(正規雇用・非正規雇用は問わない)	○設備投資支援 設備投資額×5％ ○雇用促進支援(対象業種A、B共通) 新規正規雇用者数×50万円(3年間) 新規非正規雇用者数×3万円(3年間) ※対象業種Aの非正規雇用者については業務内容等によって、1人当たり10万円となる場合があります。 ○事業運営支援 オフィス賃借料×1/3(3年間) 通信回線使用料(従量分)×1/2(3年間) システムの使用料×5％(3年間) ファイナンスリースによる物件取得費×5％	2億8,000万円(3年間の合計) うち通信回線使用料は通算2,100万円(3年間) ※同一企業の支払期間の重複制限あり。詳細はお問い合わせください。
	本社機能移転促進助成金	各企業の「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部又は管理業務部門のために使用される施設及び研究所として使用される施設」	新規雇用者10人(中小企業は3人)以上(正規雇用・非正規雇用は問わない)	○設備投資支援 設備投資額×10％ ○雇用促進支援 新規正規雇用者数×60万円(3年間) 新規非正規雇用者数×20万円(3年間) ○事業運営支援 オフィス賃借料×1/2(2年間)	3億円(3年間の合計) ※同一企業の支払期間の重複制限あり。詳細はお問い合わせください。
	オフィス系企業誘致促進補助金	情報関連産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業若しくは機械設計業又はこれらのいずれかの事業と認められる部門を有する事業)	【新設】 ○新規雇用者3人以上 【増設】 ○事業所の面積又は設備規模50%以上拡大 ○新規雇用者3人以上	①新規地元雇用者数(正規)×30万円(3年間) 新規地元雇用者数(非正規)×10万円(3年間) ②オフィス賃借料×1/3(3年間) ③土地建物取得費(賃貸物件改修費)・投下固定資産額×10％ ④事業拡大のための会議・研修開催に係る経費(参加者10人以上) ・参加者の宿泊費: 市内宿泊者数×5,000円以内(3年間) ・外部講師の旅費(3年間)	①なし ②200万円/年 ③200万円 ④参加者の宿泊費: 10万円/1会議、年2回 外部講師の旅費: 10万円/1会議、総額30万円
別府市		BPO・コールセンター事業	【新設】 ○新規雇用者10人以上 【増設】 ○事業所の面積又は設備規模50%以上拡大 ○新規雇用者10人以上	①新規地元雇用者数(正規)×20万円(3年間) 新規地元雇用者数(非正規)×5万円(3年間) ②オフィス賃借料×1/3(3年間) ③土地建物取得費(賃貸物件改修費)・投下固定資産額×10％ ④業務システム(ASP等)使用料×10％(3年間) ⑤通信回線使用料(基本分+従量分)×1/3(3年間)	①なし ②200万円/年 ③200万円 ④200万円/年 ⑤200万円/年
		本社機能移転事業に伴う事業(地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設で地域再生法施行規則第8条第1項に掲げる業務施設に該当するもの)	【新設】 ○新規雇用者5人以上 【増設】 ○事業所の面積又は設備規模50%以上拡大 ○新規雇用者5人以上	①新規地元雇用者数(正規)×30万円(2年間) 転勤者数(正規)×10万円(2年間) 新規地元雇用者数(非正規)×10万円(2年間) ②オフィス賃借料×1/4(2年間) ③土地建物取得費(賃貸物件改修費)・投下固定資産額×10％ ④事業拡大のための会議・研修開催に係る経費(参加者10人以上) ・参加者の宿泊費: 市内宿泊者数×5,000円以内(3年間) ・外部講師の旅費(3年間)	①なし ②200万円/年 ③200万円 ④参加者の宿泊費: 10万円/1会議、年2回 外部講師の旅費: 10万円/1会議、総額30万円
	企業立地促進条例 <大規模投資促進枠>	製造業 ※特定重要物資の製品、およびその部品の製造に係る製造業、自動車関連製造業または窯業に限る	○設備投資額20億円以上 ○雇用従業員数30名以上	①用地取得費×30％ ②設備投資額×5％ ③新規雇用従業員数×20万円	①最大8,000万円 ②最大2億円 ③2,000万円
中津市	企業立地促進条例 <通常>	製造業 道路貨物運送業 倉庫業 学術・開発研究機関 職業・教育支援施設等	【新設】 ○設備投資額3,000万円以上 ○雇用従業員3人以上 ○公害防止措置 【増設】 ○設備投資額3,000万円以上 ○新規雇用者1人以上 ○公害防止措置	①固定資産税相当額(新規は3年間、増設は1年間) ②用地取得費×30％ ③設備投資額×10％ ④新規雇用者数×20万円+うち女性の人数×10万円+うち過疎地域在住者の人数×20万円 ⑤土地及び建物賃借料×30％(3年間) ⑥ダイバーシティ促進支援設備等整備費×50％	①3,000万円 ②最大8,800万円 ③最大5,500万円 ④2,000万円 ⑤300万円/年 ⑥100万円

優遇制度 ②補助制度

市町村	補助金名称	対象業種	補助要件	補助金額	限度額
中津市	企業立地促進条例 <情報関連産業>	情報サービス業 インターネット附随サービス業 コールセンター業 BPOオフィス業	【新設】 ○雇用従業員3人(10人)以上 【増設】 ○雇用従業員1人(5人)以上 ※コールセンター業は()内の数	①新規雇用者数×20万円 ②土地及び建物賃借料×50％(3年間)	①2,000万円 ②300万円/年
日田市	企業立地促進条例	製造業 道路貨物運送業 電気・ガス・熱供給業 研究機関等	【新設・設備更新等】 ○設備投資額5000万円以上 ○新規雇用者5人以上 ○公害防止協定の締結 【増設等】 ○設備投資額2500万円以上 ○新規雇用者1人以上 ○公害防止措置	①固定資産税に対する不均一課税50/100(新設は5年間、増設等又は設備更新等は3年間) ②新規雇用者数×20万円 ③用地取得費×20/100 ④設備投資額×3/100 ⑤土地及び建物等の賃借料×1/2(3年間) ⑥埋蔵文化財発掘調査費の1/3 ※ウッドコンビナートへ立地される場合は、優遇内容が変更されます。	①なし ②2,000万円 ③5,000万円 ④5,000万円 ⑤500万円/年 ⑥3,000万円
	企業立地促進条例	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 コールセンター業 職業紹介業(インターネットを介した紹介に限る) BPOオフィス業	【新設・設備更新等】 ○新規雇用者3人以上 【増設等】 ○新規雇用者1人以上	①固定資産税に対する不均一課税50/100(新設は5年間、増設等又は設備更新等は3年間) ②新規雇用者数×20万円 ③用地取得費×20/100 ④設備投資額×3/100 ⑤通信費(電話料、回線使用料、データ通信料)×1/3(3年間) ⑥土地及び建物等の賃借料×1/2(3年間) ⑦埋蔵文化財発掘調査費の1/3 ⑧家屋の改修費の2/3 ※ウッドコンビナートへ立地される場合は、優遇内容が変更されます。	①なし ②2,000万円 ③5,000万円 ④5,000万円 ⑤100万円/年 ⑥500万円/年 ⑦3,000万円 ⑧300万円
佐伯市	企業立地促進条例	製造業 電気・ガス・熱供給業 情報サービス業 インターネット附随サービス業 道路貨物運送業 倉庫業 学術・開発研究機関 デザイン業 機械設計業など	【新設】 ○投資額2,500万円以上(土地代除く) ○新規雇用者3人以上 ○公害防止措置の実施 【増設】 ○投資額2,500万円以上(土地代除く) ○新規雇用者1人以上 ○公害防止措置の実施	①固定資産税の100％(3年間) ②都市計画税の100％(3年間) ③投資額×20％ ④新規雇用者数×30万円 ⑤用地取得費×50％	①なし ②なし ③3,000万円 ④3,000万円 ⑤5,000万円
	情報通信関連企業立地促進補助金	情報サービス業 インターネット附随サービス業 コールセンター事業 データセンター事業	【新設】【増設】 ○新規雇用者2人以上	①回線使用料、借室料合計の2/3相当額(3年間) ②新規雇用者数×30万円 ③改修費×1/2(ただし、増設の場合は事業所の面積又は設備の規模が50%以上拡大するものに限る)	①新規雇用者数に応じて変わる 2人～19人:500万円/年 20人～ :1,000万円/年 ②なし ③250万円
臼杵市	企業立地促進条例	製造業・運輸業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 旅館・ホテル業 結婚式場業 電気・ガス・熱供給業など	○設備投資額と用地取得額の合計が 5,000万円以上(増設は2,700万円超) ○新規雇用者3人(増設は1人)以上 ※①の場合のみ	①立地促進支援助成金 ア 設備投資額×10％ イ 用地取得費×50％ ウ 新規雇用者数×30万円 エ 新規転入世帯×30万円 ②事業所家賃助成金 事業所家賃×30％(3年間) ③社宅整備費助成金 整備費×10％	① ア:2,000万円 イ:1,000万円 ウ:1,000万円 エ:1,000万円 ②300万円/年 ③1,000万円
津久見市	企業立地促進条例	農業、林業、漁業 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業 卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス事業 サービス業など	①設備投資助成金、②雇用促進助成金 〔法人・組合の場合〕 ○設備投資額と用地取得費の合計が 【資本金1億円超の場合】 2,000万円超、新規雇用従業員者を3人以上1年以上継続して雇用 【資本金5,000万円超1億円以下の場合】 1,000万円超、新規雇用従業員者を2人以上1年以上継続して雇用 【資本金5,000万円以下の場合】 500万円超、新規雇用従業員者を1人以上1年以上継続して雇用 〔個人の場合〕 ○設備投資額と用地取得費の合計が 500万円超、新規雇用従業員者を1人以上1年以上継続して雇用 ③社宅整備助成金 ○社宅整備費+用地取得費が5,000万円超、かつ4戸以上である社宅の新設・増設 ○社宅全戸数の2分の1以上に社宅入居者(市内従業員)又は転入社宅入居者(市外から転入した従業員)が入居していること	①設備投資額×5％(最大3年間) ②新規雇用従業員数×30万円(最大3年間) ③-1 市外からの転入同居者の割合が全戸数の1/5未満の場合 →社宅整備費×1/2×5％(最大3年間) ③-2 市外からの転入同居者の割合が全戸数の1/5以上の場合 →社宅整備費×5％(最大3年間)	①300万円/年 ②300万円/年 ③-1 150万円/年 ③-2 300万円/年 ※一事業者に対して交付する助成金総額の上限は、1年度につき500万円

優遇制度 ②補助制度

市町村	補助金名称	対象業種	補助要件	補助金額	限度額
竹田市	企業立地促進 条例	製造業 情報通信業 道路貨物運送業 倉庫業 医療業 旅館 ホテル 学校教育 学術・開発研究機関 学術・文化団体	○投資額2,500万円以上(土地代除く)、 情報通信業は1,000万円以上 ○新規雇用者3人以上(情報通信業は 2人以上)、増設又は移設は1人以上 ○用地取得後(賃貸の場合は 契約開始日から)3年以内の操業開始 ○環境保全条例等の遵守	①固定資産税の不均一課税(3年間) 税率:初年度 0.14/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100 ②用地取得費(土地代金)×5/10 ③投資額×2/10 ④新規雇用者数×20万円 (障害者雇用×10万円加算) ⑤環境整備対象経費×3/10 ⑥土地・建物の賃借料×1/2以内(3年間)	①なし ②～⑥は新規雇用者数に 応じて変わる ②200万円～3,000万円 ③500万円～2,000万円 ④1,000万円 ⑤200万円、1,000万円 ⑥200万円/年
	サテライト オフィス等 進出企業支援金	情報サービス業 インターネット 付随サービス業 等	○市内に本社、支社、営業所、工場その他これらに類するものを設置していないこと ○市が認める施設の利用にあたって市と進出協定を締結していること ○3年以上、市内で事業継続する意思があること。ただし1年以上は市が認める施設を利用すること	100万円	100万円
豊後高田市	企業立地促進 条例	製造業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 道路貨物運送業 学術・開発研究機関 旅館・ホテル業 コールセンター業	○設備投資額と用地取得費の合計が 資本金5,000万円以下の場合 500万円以上 資本金5,000万円超1億円以下の場合 1,000万円以上 資本金1億円超の場合 2,000万円以上 ○新規雇用従事者3人(増設は1人)以上 ○公害防止措置の実施	①設備投資額×10% ②用地取得費×50% ③緑地・環境施設整備額×50% ④工場等の賃借料×50%(3年間)	①3,000万円 ②3,000万円 ③1,000万円 ④300万円/年
杵築市	企業立地促進 条例	製造業 情報サービス業 旅館・ホテル業 学術・開発研究機関等	○投資額5,000万円 (増設は2,700万円)以上 ○新規雇用5人(増設は1人)以上 ○公害防止協定の実施	①固定資産税に対する課税免除及び不均一課税 ・新設 3年間課税免除 ・増設 3年間不均一課税50/100 ②新規雇用者数×20万円 ③用地取得費×50% ④設備投資額×10%	①なし ②2,000万円 ③3,000万円 (市有地5,000万円) ④2,000万円
宇佐市	工場等設置 促進条例	製造業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 道路貨物運送業 梱包業 旅館・ホテル業 スポーツ施設提供業 農林水産物等販売業 百貨店・総合スーパー業 自然科学研究所 デザイン業 機械設計業 コールセンター業	○市外企業:新規雇用者5人以上 ○市内企業:新規雇用者3人以上 (増設は1人以上) ○投下固定資産額が以下の通り 【資本金】 【必要投資額】 5,000万円以下 → 500万円以上 5,000万円超 → 1,000万円以上 1億円超 → 2,000万円以上 (②・④については1億円以上、ただし一部の業種は②については1,000万円以上) ○公害防止協定を締結 ○操業を開始していること	①固定資産税相当額(3年間) (製造に関する設備が対象、一部業種は対象外) ②投下固定資産額×10% (用地・環境配慮設備を除く) ③新規雇用者数×30万円(3年間) (県外から市内へ転入の場合は10万円の加算) ④用地取得額×50% ⑤環境配慮設備の設置費用×50% ⑥工場・用地の賃賃料×50%(3年間) (旅館・ホテル業、百貨店・総合スーパー業は10年間)	①なし ②3,000万円(旅館・ホテル業、 百貨店・総合スーパー業は5,000万円) ③3,000万円(総額) ④3,000万円(旅館・ホテル業、 百貨店・総合スーパー業は5,000万円) ⑤1,000万円 ⑥300万円/年 (旅館・ホテル業、百貨店・ 総合スーパー業は 500万円)
			○福利厚生施設(土地を除く)の設置費用が 300万円以上 ○福利厚生施設が事業に 直接供されるものではないこと ○公害防止協定を締結 ○操業を開始していること	⑦福利厚生施設の設置費用×50%	⑦1,000万円
			○ゼロカーボン設備(Co2排出を抑制する設備) で取得価格の総額が500万円以上 ○公害防止協定を締結 ○工場等の使用電力又はCo2の排出量が導 入前と比較して減少している 等	⑧固定資産税相当額(3年間)	⑧なし
	宇佐市 サテライト オフィス等整備 促進事業補助金	情報サービス業等	○サテライトオフィス又はコワーキング スペースを整備後5年以上運営すること を誓約できること。	①補助対象経費の2分の1 (建屋取得に関する経費等) ②備品購入費の2分の1 ③機器リース料及び通信費等の2分の1	①500万円 ②100万円 ③年額50万円上限 (設置後から5年間)
豊後大野市	企業立地促進 条例	製造業 電気・ガス・熱供給業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 コールセンター業 道路貨物運送業 研究開発機関 旅館・ホテル業	○新設は投資額5,000万円以上 増設は投資額2,500万円以上 (新たな事業所の設置等が必要) ○新規雇用5人(増設は1人)以上 ○公害防止協定の実施	①投資額×5% ②新規雇用者数×10万円 ③用地取得費×5% ④固定資産税の50/100(3年間)	①2,000万円 ②1,000万円 ③3,000万円 ④なし
	情報関連 企業誘致促進 事業補助金	情報サービス業 インターネット付随サービス業	○新規雇用者3人以上	①賃借料×1/2(3年間) ②通信回線使用料×1/2(3年間) ③改装費×1/2(1回) ④常勤の従業員×10万円(1回)	①100万円 ②100万円 ③100万円 ④100万円

優遇制度 ②補助制度

市町村	補助金名称	対象業種	補助要件	補助金額	限度額															
由布市	企業立地促進 条例	製造業・旅館業・ 農林水産物等販売業・ 情報通信業 (情報サービス業等)	○対象地域 由布市内の過疎地域(庄内地域)のみ ○取得又は製作若しくは建設で、建物及び その附属設備にあつては改修(増築・改築・ 修繕又は模様替え)のための工事による 取得又は建設 ○取得価格は資本金規模による。 <table><tr><th rowspan="2">業種</th><th colspan="3">資本金規模</th></tr><tr><th>5,000万以下</th><th>5,000万円～1億円</th><th>1億超</th></tr><tr><td>製造業・旅館業</td><td>500万以上</td><td>1,000万以上</td><td>2,000万以上</td></tr><tr><td>農林水産・情報サ等</td><td>500万以下</td><td colspan="2">500万以上</td></tr></table> ※資本金額が5,000万円超の事業者については、新増設に限る ○新規雇用者3人(増設は1人)以上 ○公害防止協定の締結/実施	業種	資本金規模			5,000万以下	5,000万円～1億円	1億超	製造業・旅館業	500万以上	1,000万以上	2,000万以上	農林水産・情報サ等	500万以下	500万以上		①固定資産税の収納額の50%(5年間) ※1 ②設備投資額×5% ③用地取得費×5% ④新規雇用者数×20万円 ※1 租税特別措置による減免・不均一課税を 選択した場合は、対象外	①なし ②1,000万円 ③1,000万円 ④1,000万円
	業種	資本金規模																		
5,000万以下		5,000万円～1億円	1億超																	
製造業・旅館業	500万以上	1,000万以上	2,000万以上																	
農林水産・情報サ等	500万以下	500万以上																		
	企業立地促進 条例	製造業 電気・ガス・熱供給業 情報通信業など	○設備投資額と用地取得額の合計が 2,000万円(増設の場合も同額)以上 ○新規雇用者3人(増設は1人)以上 ○公害防止協定の締結/実施	①固定資産税の収納額の50%(5年間) ※1 ②設備投資額×5% ③用地取得費×5% ④新規雇用者数×20万円 ※1 租税特別措置による減免・不均一課税を 選択した場合は、対象外	①なし ②1,000万円 ③1,000万円 ④1,000万円															
国東市	企業立地促進 条例	製造業 コールセンター業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 道路貨物運送業 航空運輸業 倉庫業 スポーツ施設提供業 電気・ガス・熱供給業 旅館・ホテル業 学術・開発研究機関 学校教育 職業・教育支援施設	○設備投資額2,700万円以上 ○新規雇用者3人(増設は1人)以上 ○公害防止協定の実施	①設備投資額×20% ②用地取得費×50% ③新規雇用者数×80万円 ④事業所家賃×1/2(3年間)	①②合計3,000万円 (増設は1,000万円) ③1,500万円 ④300万円/年															
	ビジネスホテル 誘致条例	ビジネスホテル	○市有地にビジネスホテルを建設	①市有地の無償貸付(10年間)	①なし															
	ウェルカム くにさき! サテライト オフィス等誘致 促進補助金	IT関連企業等 (サテライトオフィス、シ ェアオフィス、コワーキン グスペース、本社機能、支 社等、情報通信技術の活 用により本社と同等の業 務が実施可能な事業所)	○国東市外に本社がある ○国東市内に新たにサテライトオフィス等 を開設 ○開設したサテライトオフィス等を5年以上 継続して運用する見込みがある	①建物の取得・改修等の整備費×1/2 ②備品購入費×1/2 ③大分空港離発着の航空運賃×1/2(3年間)	①500万円 ②50万円 ③10万円/年															
日出町	企業立地促進 条例	製造業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 道路貨物運送業 飲食料品卸売業 学術・開発研究機関 非破壊検査業 旅館・ホテル業 コールセンター業	○設備投資額5,000万円以上 (製造業以外の新設は2,000万円以上) (増設の場合は2,000万円以上) ○新規雇用者5人(増設は1人)以上	①固定資産税の1/2(3年間) ②用地・建物取得費の2/10 ③建物等の賃借料の3/10(3年間)	①なし ②2,000万円 ③年度200万円、 合計600万円															
九重町	企業立地 促進助成金 交付要綱	製造業 電気・ガス・熱供給業 学術・開発研究機関 職業・教育支援施設 百貨店、総合スーパー	○投資額5,000万円(増設は2,500万円)以上 ○新規雇用者数5人(増設は1人)以上 ○土地取得後1年以内の着工 (増設は2年以内) ○公害防止措置の実施	①固定資産税額相当(3年間) ②新規雇用者数×10万円 ③用地取得費×10% ④ケーブルテレビ引込工事費・加入金・使用料の免除 (1回線、工事費・加入金は1回、使用料は3年間)	①なし ②500万円(3年間の合計) ③3,000万円 ④なし															
		情報サービス業 インターネット付随サービス業 コールセンター業	○新規雇用者数5人(増設は1人)以上 ○土地取得後1年以内の着工(増設は2年以内) ○公害防止措置の実施	新規雇用者数×10万円	500万円(3年間の合計)															

市町村	補助金名称	対象業種	補助要件	補助金額	限度額
玖珠町	企業立地促進助成金	製造業 電気・ガス・熱供給業 運輸業 旅館・ホテル業 学術・開発研究機関 職業・教育支援施設	○新規雇用5人(増設は1人)以上 ○投資額5,000万円(増設は2,700万円)以上 ○公害防止措置の実施	①製造業の固定資産税相当額(5年間) (増設は3年間) ②新規雇用者数×10万円(3年間) ③投資額の1/10	①なし ②500万円 (3年間の合計) ③3,000万円
		コールセンター業 インターネット附随サービス業 情報サービス業	○町内者新規雇用5人(増設は1人)以上	新規雇用者数×10万円(3年間)	500万円 (3年間の合計)
	玖珠工業団地企業立地促進助成金	製造業 電気・ガス・熱供給業 情報通信サービス業 運輸業 学術・開発研究機関 職業・教育支援施設	○新規雇用10人以上 ○投資額3億円以上 ○新規用地取得面積10,000㎡ (増設は3,000㎡)以上 ○公害防止措置の実施	①製造業の固定資産税相当額(5年間) ②新規雇用者数×10万円(3年間) ③投資額の1/10	①なし ②500万円 (3年間の合計) ③取得用地の面積に応じて変わる ・1工区又は2工区の一括取得 …1億5千万円 ・5ha以上の用地取得 …5千万円 ・5ha未満の用地取得 …3千万円
	サテライトオフィス進出活動支援金	BPO事業 コールセンター事業 情報関連産業	○町内に事業所を設置すること ○ITしごとサテライトオフィス等誘致促進要綱に規定する事前相談等を行うこと ○地域課題に解決に資する事業、町内事業者と連携した事業、5年以上活動を継続する事業のいずれかを実施すること	100万円	100万円

市町村の融資制度窓口:ふるさと融資(地域総合整備貸付)は各市町村にお問い合わせください。
大分県の融資制度窓口:大分県商工観光労働部経営創造・金融課 金融・再生支援班
TEL 097-506-3226 FAX 097-506-1882

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(過疎法)

(令和3年3月31日法律第19号)

指定市町村 ^{※1}	豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、杵築市、臼杵市、津久見市、大分市(旧野津原町・旧佐賀関町)、由布市(旧庄内町)、佐伯市、竹田市、豊後大野市、九重町、玖珠町、日田市、中津市(旧三光村・旧本耶馬溪町・旧耶馬溪町・旧山国町)					
租 税	対象となる基準			減 税 内 容		
	対象者	対象業種	取得価格要件 ^{※4 ※5}			
	青色申告書を提出する法人または個人で、次の設備を取得又は製作若しくは建設した場合。 ^{※2}	製造業 旅館業	建物 附属設備 ^{※3} 機械装置 構築物	国 税	法人税(所得税)	特別償却(5カ年) 機械及び装置 32/100 建物 48/100
					事業税 ^{※7}	課税免除(3年間)
		農林水産物等販売業 情報サービス業等		地 方 税	不動産取得税 ^{※8}	課税免除
					固定資産税 ^{※9}	課税免除(3年間)

【過疎法の指定市町村又は対象基準に関する留意点】

- ※1 括弧書きのある市町村は、括弧内の地域のみ対象です。
- ※2 資本金5千万円を超える事業者は、新設又は増設による取得のみ対象です。
- ※3 建物附属設備は当該建物とともに取得する場合に限られます。
- ※4 税務上の連結親法人がいる法人の場合、親法人の資本金で判定します。
- ※5 補助金等により圧縮記帳を行っている場合、圧縮記帳後の価格で判定します。
- ※6 事業年度単位で取得した固定資産(直接、事業の用に供したものに限る)の合計額で判定します。

半島振興法

(昭和60年6月14日法律第63号)

指定市町村	日出町						
	対象となる基準				減 税 内 容		
	対象者	対象業種	取得価格要件				
	租 税	青色申告書を提出する法人または個人で、次の設備を新設又は増設した場合。	製造業 旅館業	建物 附属設備 機械装置 構築物	●資本金1千万円以下 →合計500万円以上 ●資本金1千万円超～5千万円以下 →合計1,000万円以上 ●資本金5千万円超 →合計2,000万円以上	国 税	法 人 税 (所得税)
農林水産物等販売業 情報サービス業等				合計500万円以上	地 方 税	事 業 税 ※7	初年度 1/2課税 2年度 3/4課税 3年度 7/8課税
						不動産取得税 ※8	1/10課税
						固 定 資 産 税 ※9	初年度 1/10課税 2年度 1/4課税 3年度 1/2課税

離島振興法

離島において設備投資などを行う際に、業種及び取得価格等の要件を満たした場合、税制上の優遇措置を受けることができます。
●対象地域:姫島村、津久見市(無垢島、保戸島)、佐伯市(大入島、大島、屋形島、深島)

詳細については、国税は熊本国税局もしくは最寄りの税務署に、事業税、不動産取得税は県総務部税務課(097-506-2384)もしくは最寄りの県税事務所に、固定資産税は関係市町村にお問い合わせ下さい。

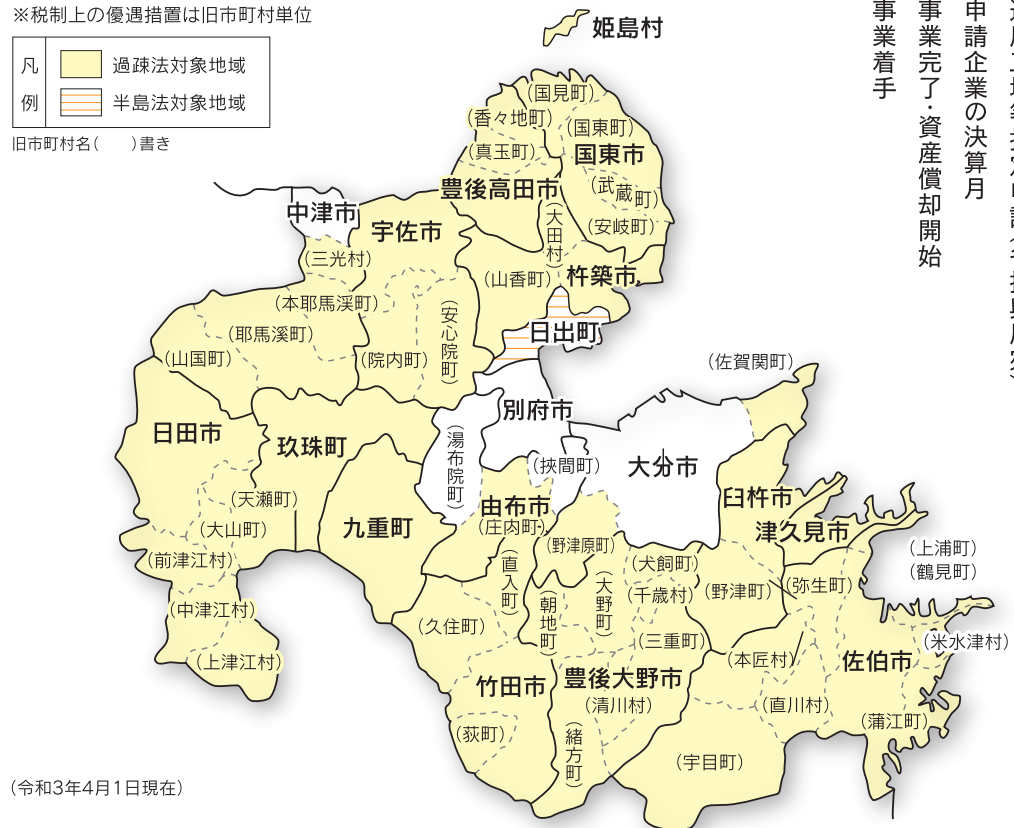
- ※7 「大分県における課税標準となるべき所得×当該新設等を行った設備に係る事従者数／県内従事者数」により算出します。
- ※8 土地の免税は、取得日の翌日から1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限りです。
- ※9 直接、事業の用に供する部分のみ免税対象となります。

指定市町村

※税制上の優遇措置は旧市町村単位

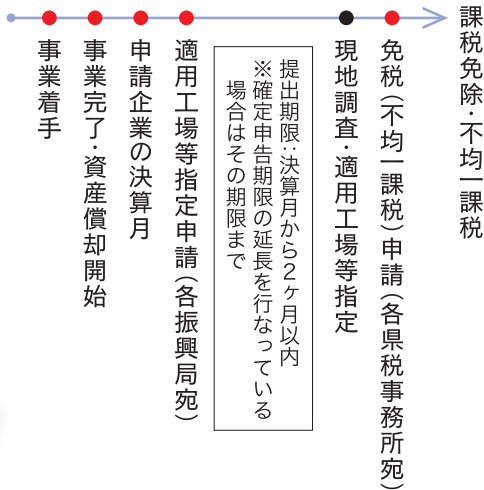
凡 例	過疎法対象地域
	半島法対象地域

旧市町村名()書き



(令和3年4月1日現在)

過疎法、半島振興法、離島振興法に基づく課税免除までの手続



地域未来投資促進法

計画段階(着手前)に「地域経済牽引事業計画」を県に申請し、承認を受けると、以下の各種優遇措置を受けられます。

地域経済牽引事業計画の承認要件(県)

(1) 下記対象産業で、かつ付加価値額(※1)が4,600万円以上(※2)増加すること

- ①自動車関連産業 ②電子・電気・機械関連産業 ③素材型産業・造船関連産業 ④医療関連機器産業
⑤環境・エネルギー関連産業 ⑥食品・農林水産関連産業(県内の特産物を活用した場合に限る)
⑦サービス産業(県内の観光資源を活用した場合に限る) ⑧デジタル関連産業
⑨航空宇宙関連産業 ⑩物流関連産業

(※1) 付加価値額＝売上高－費用総額(売上原価＋販売費及び一般管理費)＋給与総額＋租税公課

(2) 次のいずれかを満たすこと(県内の事業所で判断します)(※3)

- ①県内の事業者間での取引額が開始年度比で1,500万円増加
②売上げが開始年度比で3億3千万円増加
③雇用者数が開始年度比で10人増加
④給与等支給額が開始年度比で3,000万円増加

(※2)(※3)事業計画期間を5年と想定した値。それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間を5年で按分した値。

優遇措置の概要

地方税（不動産取得税、固定資産税）の課税の特例

※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります

【要件】(1)～(4)をすべて満たすこと

※詳細な要件は大部分のHPでご確認ください

(1) 投資額要件(令和10年3月31日までに取得したもの)

業種	金額		その他必要事項
	対象資産	取得価格	
農林漁業関連	土地・建物・附属設備・構築物	合計5千万円超	前年度減価償却費*の25%以上 ※対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の分を合算
その他業種	土地・建物・附属設備・構築物	合計1億円超	

(2) 売上高伸び率が一定以上増加すること

(3) その他(投資収益率、労働生産性等の基準を満たす必要があります)

(4) 青色申告書を提出する法人であること

【優遇内容】

不動産取得税	課税免除
固定資産税	課税免除(初年度から3年間)など

●免税の対象資産＝土地・建物・附属設備・構築物

●土地は取得日の翌日から1年以内に建物等の建設に着手した場合のみ対象

●直接事業の用に供する部分が対象(垂直投影面積按分で算出)

法人税の課税の特例

※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります

【要件】

(1)「投資額≧1億円」かつ「投資額≧前年度減価償却費の25%」(令和10年3月31日までに取得したもの)

(2)～(4)は「地方税（不動産取得税、固定資産税）の課税の特例」と同様

【優遇内容】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せ要件*4を満たす場合	50%	5%
中堅企業*5を満たす場合	50%	6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

(※4)

① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること

② 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額を創出すること

③ 地域経済の成長と発展に資する業種に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること 上記①～③のいずれかを満たし、労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること

(※5)

○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること

○ パートナシップ構築宣言の登録を受けていること

○ 設備投資額が10億円以上であること

○ 上乗せ類型(※4)①②の要件を満たし、労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であること

●本制度支援対象の投資限度額は80億円です

●特別償却は限度額まで償却費を計上しなかった場合その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます

●税額控除は当該事業年度の法人税額等の20%が上限です

●対象資産を貸付の用に供する場合や中古資産の取得は、本制度支援対象となりません。

その他

(1) 日本政策金融公庫による設備資金貸付利率の引下げ

(2) 信用保証協会による保証の別枠化

(3) 財団法人食品流通構造改善促進機構が行う債務保証

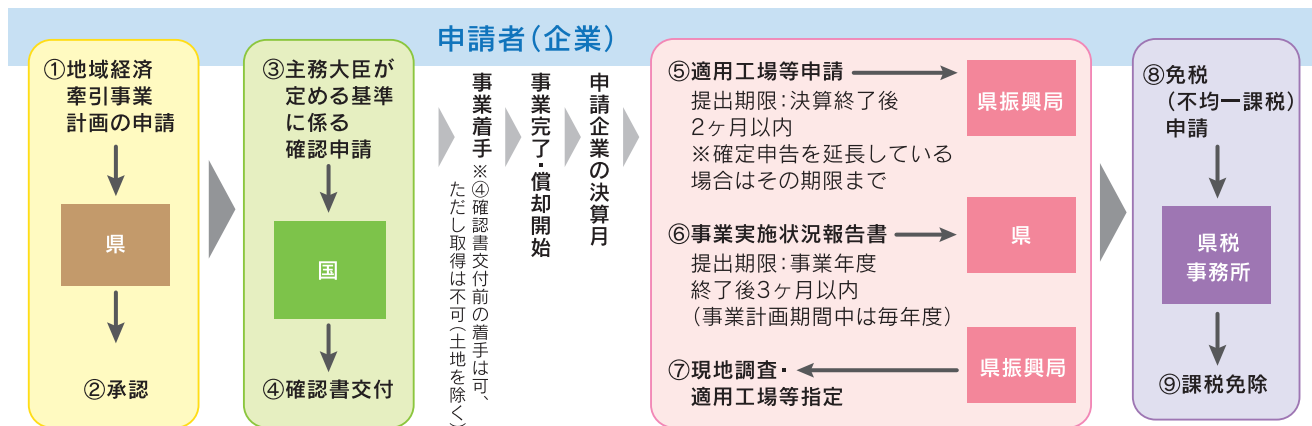
(4) 特許料等の軽減(中小企業者に限る)及び地域団体商標に係る登録料等の軽減

詳細は、各団体等にお問い合わせください。

制度の詳細は大分県のホームページをご覧ください
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14050/sokushinnhou-oita.html>



地域未来投資促進法に基づく課税免除までの手続



過疎法・地域未来投資促進法 優遇内容比較

	適用要件							優遇内容					適用 期限	着手前 の申請 手続
	対象業種	対象 地域	対象資産		取得価格		その他	税制			その他			
			国 税	地 方 税	国 税	地 方 税		国 税		地 方 税				
								特 別 償 却	税 額 控 除	事 業 税		不 動 産 取 得 税		
過疎地域 持続的発展特別措 置法	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	指定 市町村	建物 附属設備 構築物 機械装置	業種、 資本金に応 じて異なる		—	○ (5年間)	—	○ (3年間)	○ (3年間)	—	R9. 3.31	不要	
(詳細P33参照)														
地域未来 投資促進 法	県の基本計画に 定める10産業	全域	減価 償却 資産	土地・ 建物・ 附属 設備・ 構築物	1億円 以上	1億円 超	事業が 先進性 を有す ること	○	○	—	○ (3年間)	低利融 資等	R10. 3.31	要
(詳細P35参照)														

中小企業等経営強化法(中小企業経営強化税制)

対象者 青色申告をしている中小企業者等で、令和8年3月末日の間に対象設備を導入する者

優遇措置

取得資産に係る法人税等の即時償却または税額控除		生産性向上設備の導入	
対象: 建物附属設備、機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア 取得価格要件: 一定の価格以上であること 機械装置: 160万円 工具・器具備品: 30万円 建物附属設備: 60万円 ソフトウェア: 70万円		対象設備	単品設備
・経営規模拡大設備導入の場合、以下を追加 建物及びその附属設備(1,000万円以上) (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円		必要手続	設備メーカーから証明書を取ってください。
その他要件 ●生産等設備(事業の用に直接供される設備)であること ※事務用器具備品、本店等に係る建物付属設備は対象外 ●国内への投資であること ●中古資産・貸付資産でないこと 等		要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備
即時償却または税額控除7% ●資本金3千万円以下の法人等及び個人事業主の場合 税額控除10%		収益力強化設備or経営資源集約化設備or経営規模拡大設備	
		対象設備	複数設備可
		必要手続	投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。
		要件	●収益力強化設備の場合は投資収益率が年平均7%以上であること $\text{投資収益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費}}{\text{設備投資額}}$ ●経営資源集約化設備: 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備 ●経営規模拡大設備 ・投資収益率が年平均7%以上であること ・売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ・売上高成長率年平均10%以上を目指す ・前年度売上高10億円超90億円未満 ・最低投資額1億円or前年度売上高5%以上 ・賃上げ率2.5%or5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。

※1 いずれの設備の導入においても中小企業等経営強化法の認定が必要です。

地域再生法(地方拠点強化税制)

本社機能の移転・拡充を行う場合、**計画段階(着手前)**に「**地方活力向上地域等特定業務施設整備計画**」等を県に**申請し、認定を受けること**により、課税の特例や債務の保証等の優遇措置を受けることができます。

対象者

移転型	拡充型
●東京23区にある本社機能を大分県内に移転する事業者	●東京23区以外にある本社機能を大分県内に移転する事業者 ●大分県内にある本社機能を拡充する事業者

本社機能(特定業務施設)の範囲

事務所	複数の事業所に対する業務または全社的な業務を行うもの	
	調査・企画部門	事業・商品等の規格・立案や市場調査を行っている部門
	情報処理部門	自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門に行っている部門（商業に関するものは×）
	研究開発部門	基礎研究・応用研究・開発研究を行っている部門
	国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
	その他管理業務部門	総務・経理・人事の管理業務を行っている部門
	情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、インターネット附随サービス等を行っている部門
	商業事業部門の一部	専ら事業所内において電話やオンラインツールを活用して行われる営業・購買業務を行う部門
	サービス事業部門の一部	調査企画、情報処理、研究開発、国際事業その他管理の受託に関する業務を行う部門
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの（工場内の研究開発施設も含む）	
研修所	事業者による人材育成において重要な役割を担うもの	

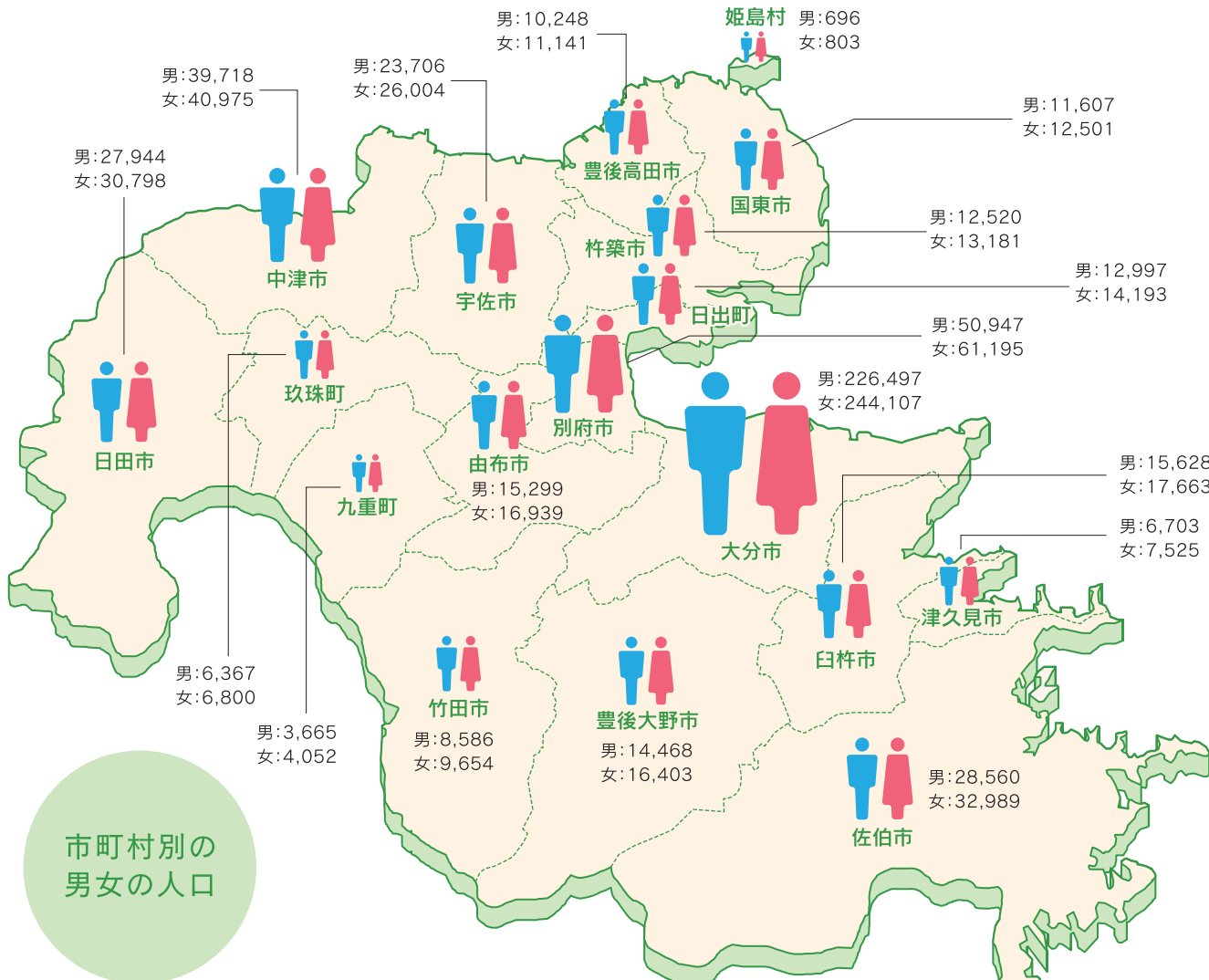
計画の認定要件

1. 大分県認定地域再生計画(大分県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト)に適合するものであること
2. 特定業務施設において常用雇用の従業員数が5人(中小企業者1人)以上増加するものであること
(移転型の場合は、特定業務施設を事業の用に供する日から同日以後1年を経過する日までに過半数が東京23区にある事業所からの転勤者で、以後計画期間中は1/4以上であること) 注)常用雇用とは、週の所定労働時間が20時間以上で、雇用期間の定めがないまたは反復更新される場合をいう。

優遇措置の概要

地方税の課税の特例(令和8年3月31日までの計画認定が必要)		
対象:土地・特定業務施設の用に供する減価償却資産		取得価格要件:合計額が3,800万円以上(中小企業者等:1,900万円)
	移転型	拡充型
法人事業税	課税免除(3年間)	—
不動産取得税	課税免除	1/10課税
固定資産税	課税免除(3年間)など	1年目:1/10、2年目:1/3、3年目:2/3課税など
- 計画認定日の翌日以後3年以内に供用開始したものが対象。 - 固定資産税の不均一課税については、市町村によって課税割合が異なる場合があります。		
法人税の課税の特例(令和8年3月31日までの計画認定が必要)		
【オフィス減税】取得資産に係る法人税等の特別償却または税額控除		
対象:建物・附属設備・構築物		取得価格要件:合計額が3,500万円以上(中小企業者等:1,000万円)
	移転型	拡充型
	特別償却25%または税額控除7%	特別償却15%または税額控除4%
限度額:税額控除は、当期法人税額等の20%		
- 本社機能に係る部分のみが対象。(床面積按分により算出) - 計画認定日の翌日以後3年以内に供用開始したものが対象 - 親会社が取得したオフィスなどに子会社が入り、事業の用に供した場合は対象外。 - 事業の用に供したことの無いもののみが対象。		
【雇用促進税制】増加した従業員に係る法人税等の税額控除		
要件:適用年度、その前事業年度、前々事業年度中に事業主都合による離職者がいない		
	移転型	拡充型
初年度:最大90万円/人(50万円+上乗せ分40万円) 3年間計:最大170万円/人		初年度のみ:30万円/人
- 増加雇用者が転勤者の場合は減額(-10万円/人)。 - 法人全体の雇用者増加数が上限。		
限度額:当期法人税額等の20%		
※オフィス減税と雇用促進税制の同一年度の併用は不可(オフィス減税と雇用促進税制の上乗せ分は併用可)		
日本政策金融公庫による低利融資		中小企業基盤整備機構による債務保証
中小企業事業の設備資金:2.7億円まで特別利率③ (その他運転資金等は基準利率)		社債発行、社債発行及び金融機関からの借入れに対する債務保証
詳細は、本社を管轄する日本政策金融公庫本支店(中小企業事業)にお問い合わせください。		- 当該事業の実施に必要な資金を調達するために行うものが対象です。 - 債務保証審査は、中小企業基盤整備機構の審査に基づき決定します。 - 詳細は、中小企業基盤整備機構にお問い合わせください。

市町村の概要



市 町 村 名	面積	人 口			
		総世帯数	総人口	男	女
	km ²	世帯	人	人	人
総 数	*6,340.70	498,150	1,083,079	516,156	566,923
大 分 市	502.39	217,498	470,604	226,497	244,107
別 府 市	*125.34	55,597	112,142	50,947	61,195
中 津 市	*491.44	38,636	80,693	39,718	40,975
日 田 市	666.03	25,390	58,742	27,944	30,798
佐 伯 市	903.14	28,071	61,549	28,560	32,989
臼 杵 市	291.20	14,412	33,291	15,628	17,663
津 久 見 市	79.48	6,519	14,228	6,703	7,525
竹 田 市	*477.53	8,295	18,240	8,586	9,654
豊後高田市	206.24	9,811	21,389	10,248	11,141
杵 築 市	280.08	11,677	25,701	12,520	13,181
宇 佐 市	439.05	22,108	49,710	23,706	26,004
豊後大野市	603.14	13,327	30,871	14,468	16,403
由 布 市	*319.32	13,814	32,238	15,299	16,939
国 東 市	318.10	11,797	24,108	11,607	12,501
姫 島 村	6.99	799	1,499	696	803
日 出 町	73.26	11,453	27,190	12,997	14,193
九 重 町	*271.37	3,275	7,717	3,665	4,052
玖 珠 町	286.60	5,671	13,167	6,367	6,800

(資料)面積:国土地理院R6年 人口:大分県の人口推計R7.1.1 *印は境界の一部が未定のため参考値

産業別支援・企業会等

自動車関連産業

北部九州は本県のダイハツ九州(株)をはじめ多くの完成車メーカーや一次部品メーカーが進出して国内有数の自動車生産拠点となり、本県では数多くの企業が部品供給など自動車関連産業に参入しています。

大分県自動車関連企業会

大分県自動車関連企業会を推進母体に完成車メーカーや一次部品メーカーと連携し、県内企業の技術力向上や取引拡大、人材育成等の支援事業に取り組んでいます。

設立	平成18年2月
会員数	会員152社、協賛会員(一次部品メーカー)28社、顧問(産・官・学関係団体)13団体、連携機関2団体(R7.1.1時点)
特別顧問	ダイハツ九州(株)代表取締役社長、トヨタ自動車九州(株)代表取締役社長、日産自動車九州(株)代表取締役社長
会長	井上 光範(井上機工(株)代表取締役社長)



金型保全技術者育成講座



問合せ先 大分県商工観光労働部
工業振興課内
TEL 097-506-3274
<https://www.kigyokai.jp/>

- ◆技術力向上・人材育成**
金型保全技術者育成講座や現場改善セミナー、変革人材の育成研修、次世代自動車関連産業参入や経営多角化のための試作補助により技術力の向上と人材育成を支援
- ◆取引機会の拡大**
展示商談会への出展支援、新規参入・取引拡大セミナーや完成車メーカー等との交流会を開催して取引拡大を支援
- ◆自動車関連産業支援プロジェクトチームによる支援**
(公財)大分県産業創造機構に、ダイハツ九州(株)の出向者等による自動車関連産業支援プロジェクトチームを設置し、一次部品メーカー等とのビジネスマッチングにより新規参入・取引拡大を支援

半導体産業

本県には多くの大手半導体製造メーカーが進出し、地場企業の半導体後工程や製造装置生産などへの参入が進み、国内有数の半導体関連産業の集積地となっています。

大分県LSIクラスター形成推進会議

国際競争力を持つ半導体生産拠点を目指し、大分県LSIクラスター形成推進会議を核とした産学官連携により、研究開発や人材育成、国内外の販路開拓に取り組んでいます。

設立	平成17年4月
会員数	133機関(企業110社、学・官23社;R7.2.14時点)
会長	川越 正規((株)ジャパンセミコンダクター取締役社長)



台湾企業との商談会(R6.9月 台北市)



問合せ先 大分県商工観光労働部
産業科学技術センター内
TEL 097-596-7179
<https://www.oita-lsi.jp/>

- ◆イノベーション部会**
技術セミナー・半導体基礎講座等の開催や研究開発への補助により、人材育成や技術力の向上を支援
- ◆マーケティング部会**
国内最大規模の展示会出展や海外団体とのビジネス交流・商談会を通して取引拡大を支援
- ◆ネットワーク部会**
トップセミナーやフォーラム開催による最新動向等の把握、会員間のネットワーク強化、他地域クラスターとの交流促進を支援

医療関連機器産業

大分県では、旭化成メディカルMT、SBカワスミなどの血液・血管医療機器産業の集積を活かし、東九州メディカルバレー構想を策定、特区の認定を受け推進しています。

大分県医療ロボット・機器産業協議会

医療機器や介護・福祉機器の開発、技術人材の育成、販路開拓などへの支援を行いながら、医療関連機器産業の集積に取り組んでいます。

設立	平成28年4月
会員数	185社、32支援機関(R7.2.1時点)
会長	丸井 彰((株)AKシステム 取締役副会長)

- ◆新規参入支援**
医療関連産業参入促進セミナーの開催、医療機器メーカーとの商談マッチング開催
- ◆製品開発支援**
大分大学医学部附属病院等での現場ニーズ探索会、ネットワーク強化に向けた座談会の開催、研究開発への助成
- ◆販路開拓支援**
おおいた産機器のPR、医療機関・福祉施設への機器導入支援、海外展開支援

展示・交流スペース
「メディバレーおおいた」

問合せ先 大分県商工観光労働部
工業振興課内
TEL 097-506-3274
<https://medical-valley.jp/>

食品産業

県内全域に立地する食料品や飲料等製造業は、県内製造業に占める事業所数割合は1位、従業者数割合は2位となっており、地域経済や雇用を支える重要な産業となっています。

おおいた食品産業企業会

県内食品加工事業者が国内外の需要に適應するため、コーディネーターによるマッチングや商品開発、人材育成、販路獲得に取り組んでいます。

設立	平成26年2月
会員数	120社(会員企業97、協会員23)、大学等支援機関:12機関(R7.2.19時点)
会長	小手川 強二(フンドーキン醤油(株)代表取締役社長)

- ◆マッチング**
企業ニーズに応じて委託加工や原材料調達などのパートナー企業等をマッチング
- ◆商品開発・人材育成**
おおいた食品オープンラボによる商品開発支援や人材育成研修会を開催
- ◆販路獲得**
「おおいた食のたすき」サイトによる情報発信、大規模展示会への出展、越境ECやクラウドファンディングによる海外販路拡大支援

坐来大分とのコラボ
「県産加工食品アレンジレシピ提案会」

食のたすき

食品産業
企業会HP

問合せ先 大分県商工観光労働部
工業振興課内
TEL 097-506-3266
<https://oita-shokusanakai.jp/>

エネルギー関連産業

大分県では、大分県エネルギー産業企業会を中心に、本県の特徴を生かしたエコエネルギーの導入促進と産業振興や地域振興を両立させるべく企業支援を行っています。

大分県エネルギー産業企業会

今後の有望分野である水素については「水素関連産業分科会」を設置しているほか、地域の強みを活かせる地熱や小水力等、各分野で活発な取組みを行っています。

設立	平成24年6月
会員数	305社(R7.1.31時点)
会長	高橋 祐二(三浦工業(株)相談役)

- ◆エコエネルギーチャレンジ支援**
新製品の研究開発や試作品の実証試験等の支援
- ◆人材育成・会員交流**
各種支援制度等に関する情報提供セミナーの実施、会員企業間の交流機会創出
- ◆販路開拓**
販路開拓支援、情報発信によるビジネスチャンス創出

地熱エネルギーとITを
駆使したパブリカ栽培
「愛彩ファーム九重」

問合せ先 大分県商工観光労働部
産業GX推進室内
TEL 097-506-3263
<https://oita-energy.jp/>

ドローン産業

今後の市場拡大が見込まれるドローン活用の先進地とするため、企業やユーザー団体等で構成される大分県ドローン協議会を設置し、西日本随一の拠点化を目指して取り組んでいます。

大分県ドローン協議会

関連企業の立地や研究開発（機体や周辺機器、サービス）の促進、人材育成（ドローン関連技術者）、会員が取組む分科会活動の支援など、大分県が実施する事業などとも連携して様々な支援を行っています。

設立 平成29年6月
会員数 226企業・団体等（R7.1.31時点）
会長 村井 雄司（FIG株式会社 代表取締役社長）

主な支援内容

- ◆研究開発等支援
機体や周辺機器、サービスの研究開発を対象とする補助金
- ◆人材育成・情報発信
各種セミナーなどドローン関連技術者育成を支援、会員企業のPR
- ◆分科会活動
会員が連携し主体的に取り組む各種分科会活動を支援



ドローンウインチシステムによる
資材搬送の様子

問合せ先 大分県
商工観光労働部
先端技術挑戦課内
TEL 097-506-3273
<https://www.oita-drone.jp/>

電磁力応用技術

大分県産業科学技術センターは、日本最大の磁気シールドルーム、世界トップクラスの研究設備と技術を誇る電気機器開発拠点として、大分県電磁応用技術研究会を支援しています。

大分県電磁応用技術研究会

EV、ドローンなどの先端技術への県内企業の参入を支援する研究開発ワーキング、展示会出展など電磁応用産業の育成に取り組んでいます。

設立 平成19年3月
会員数 78社・5支援機関107人（R7.2時点）
会長 宮沢 哲（大分県産業科学技術センター長）

主な支援内容

- ◆電磁応用技術セミナーの開催
電磁応用技術や機器操作、モータ応用技術に関するセミナーを開催
- ◆研究開発WG活動の実施
モータ、磁気計測の設計製作に取り組むワーキンググループによる活動
- ◆販路・連携先開拓
販路開拓や開発連携先探しに向けたマッチング活動、JIS化支援



会員企業と出展したモータ技術展

問合せ先 大分県商工観光労働部
産業科学技術センター
電磁力担当内
TEL 097-596-7101
<http://www.oita-mag.jp/>

コンビナート立地企業

大分コンビナート地区は、九州唯一の石油化学コンビナートであり、石油精製、石油化学、製鉄等をはじめとする多様な産業が集積しています。

大分コンビナート企業協議会

関連企業を中心に「大分コンビナート企業協議会」を組織し、企業の枠を超えた連携を進めることにより、国際競争力強化に取り組んでいます。

設立 平成24年7月
会員数 11社、行政2（大分県、大分市）（R7.2.28時点）
会長 佐藤 学（ENEOS（株）大分製油所長）

主な支援内容

- コンビナート企業の連携強化と競争力強化を目的として、「競争力強化ビジョン」に基づき、4つの分科会とプロジェクトチームを中心に活動し、様々な機能強化策の具体化を進めている。
- ◆分科会での取組
資源エネルギーの有効活用（ユーティリティ分科会）、物流機能の強化（物流分科会）、規制緩和の推進（規制緩和分科会）、人材育成の強化（人材育成分科会）
プラント保安のスマート化及びIoT・AIの活用推進（スマート保安・IoT 推進プロジェクトチーム）
グリーン・コンビナートおおいたの推進（カーボンニュートラル検討プロジェクトチーム）



大分コンビナート地区



問合せ先 大分県商工観光労働部
産業GX推進室内
TEL 097-506-3294
<https://www.pref.oita.jp/site/combi/konbipanhu.html>

その他の支援機関

国立大学法人大分大学 研究マネジメント機構
産学官連携推進センター

大分大学研究マネジメント機構は、研究推進の司令塔として学術研究から研究成果の社会実装に至るまでの総合的な研究力の強化を図ることを目的としています。

同機構は、URA室を包含する実務統括本部の下に、産学官連携推進センター、研究推進センター及び研究支援センターの3つのセンターを擁する組織です。

その中で、産学連携業務を担う産学官連携推進センターは、企業や自治体との共同研究・受託研究の推進、技術相談、地域産業における新しい技術シーズの創出、ベンチャー精神に富む創造的人材の育成、知的財産の創出、権利化、管理・活用に関する支援、技術移転、起業相談などの業務を行っています。



研究マネジメント機構 産学官連携推進センター

問合せ先 大分大学研究マネジメント機構
産学官連携推進センター
大分市大字旦野原700番地
TEL 097-554-7969
<https://www.ico.oita-u.ac.jp/>

公益財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所

1993年に設立されたハイパーネットワーク社会研究所は、安心・安全なハイパーネットワーク社会の実現に向けた調査研究、情報技術の利活用や先進的な情報社会に関する調査研究に取り組んでいます。

具体的には、国内外の研究者、企業関係者、県民などが、地域と分野を超えて一堂に会し、これからのネットワーク社会のあり方を考え議論する「別府湾会議」や、ITの最新動向等を紹介する「ハイパーフォーラム」、地域企業において、AIのコア技術となるGPUの利活用、AI活用人材の育成を行う「おおいたAIテクノロジーセンター」の運営などを通じて、先端技術の社会実装に取り組んでいます。

なお、「おおいたAIテクノロジーセンター」では、企業の皆さまが、気軽にAIを導入できるようにGPUを活用したAI開発環境の無償貸し出しやAI導入に関するアドバイスなどの伴走支援も行っております。ご興味ありましたら、右記問合せまでご連絡ください。（期間等の諸条件がございます）



Oita AI Challenge2024（2024年1月27日）

問合せ先 公益財団法人
ハイパーネットワーク社会研究所
大分市東春日町51番6（大分第2ソフィアプラザビル4F）
TEL 097-537-8180
【ハイパー研】
<https://www.hyper.or.jp/>
【おおいたAIテクノロジーセンター】
<https://aitec.oita.jp>

おおいた留学生ビジネスセンター
（愛称 SPARKLE）

おおいた留学生ビジネスセンターは、人口当たりの留学生数が全国トップクラスの大分県において、将来のグローバル人材として期待される留学生の大分県内での起業や就職を支援するとともに、留学生と協働して海外ビジネスを展開する県内企業等を支援する施設です。

センターには起業支援室（個室、ブース席）、交流スペース（無料Wi-Fi設置）、料理室、セミナールーム等があり、各種セミナーや講座、専門家による相談会等を実施して、留学生のビジネスマインド醸成やスキル向上の支援を行っています。

また、語学力に長け、出身国の知識・ネットワークを持つ留学生の活用を図るため、留学生と企業の交流会等を実施して、留学生と県内企業とのマッチング（インターンシップ、就職等）の機会も提供しています。



交流スペースの留学生



問合せ先 おおいた留学生ビジネスセンター
（愛称 SPARKLE）
別府市京町11-8 APU PLAZA OITA 2F
TEL 0977-75-8067 <https://oibc.jp/>

1人当たり県民所得

○大分県の令和3年度の1人あたりの県民所得は2,769千円で九州各県中、1位である。(単位:千円)

	大分県		福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		宮崎県		鹿児島県	
	所得額	順位	所得額	順位	所得額	順位	所得額	順位	所得額	順位	所得額	順位	所得額	順位
令和3年度	2,769	1	2,733	4	2,744	3	2,571	6	2,746	2	2,409	7	2,605	5

1人当たり県民所得……県別の県民所得を各県の総人口「10月1日現在推計人口」(総務省)で除したもの
資料:県民経済計算(GDP統計)

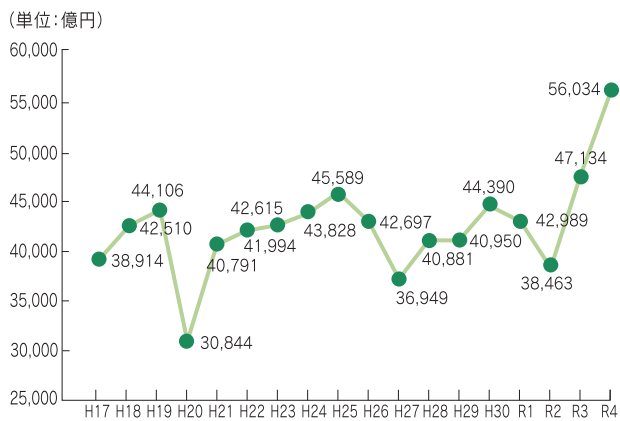
製造品出荷額等

○大分県の令和4年の製造品出荷額等は5兆6,034億円で九州では福岡に次ぎ2位となっている。(単位:億円)

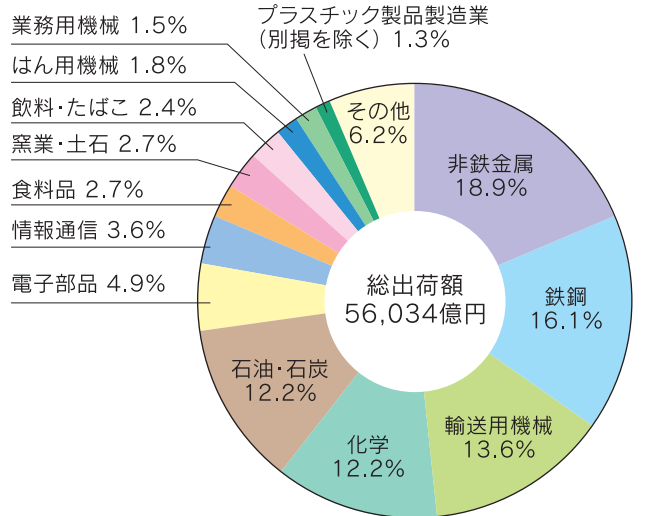
	大分県		福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		宮崎県		鹿児島県	
	出荷額等	順位	出荷額等	順位	出荷額等	順位	出荷額等	順位	出荷額等	順位	出荷額等	順位	出荷額等	順位
令和4年	56,034	2	103,315	1	22,944	5	15,718	7	34,786	3	18,310	6	24,147	4

資料:2023年経済構造実態調査

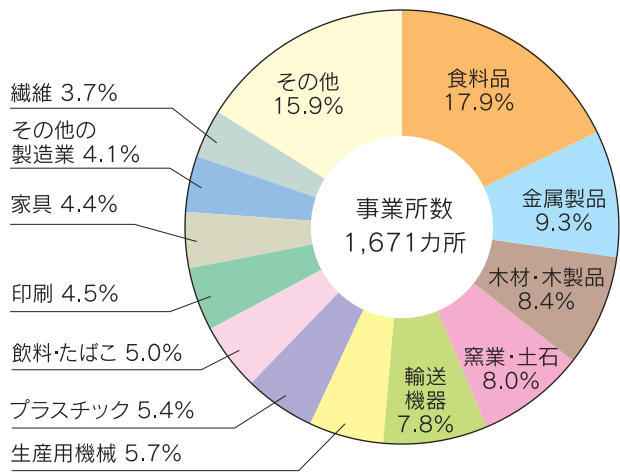
大分県の製造品出荷額等



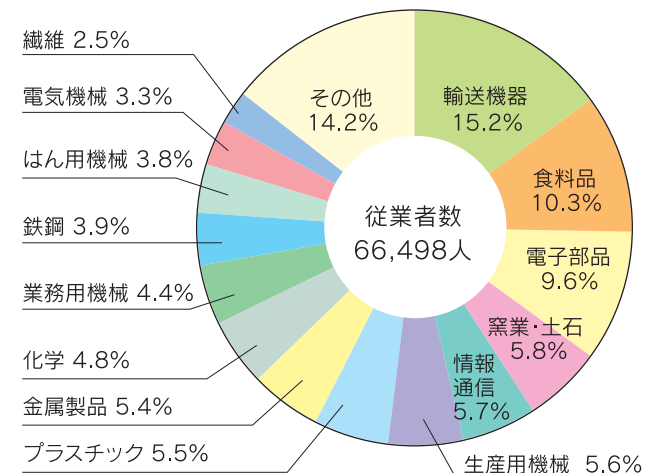
製造品出荷額等の割合 ※産業中分類別、全事業所



事業所数の割合 ※産業中分類別、全事業所



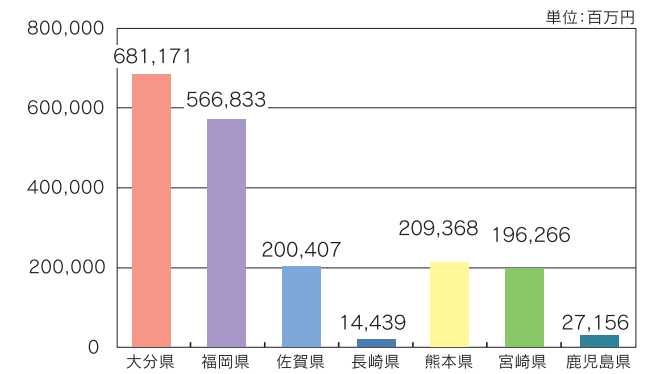
従業者数の割合 ※産業中分類別、全事業所



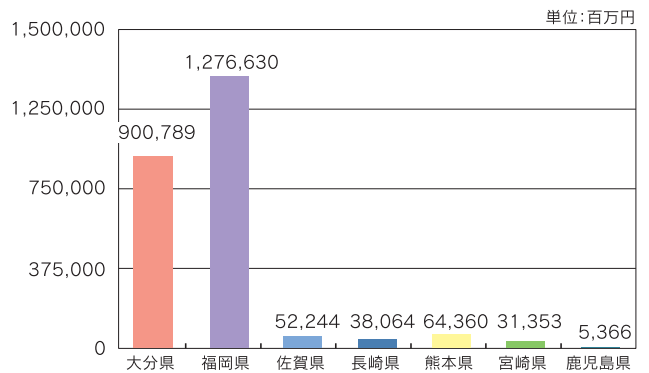
資料:2023年経済構造実態調査

業種別製造品出荷額等(九州各県)

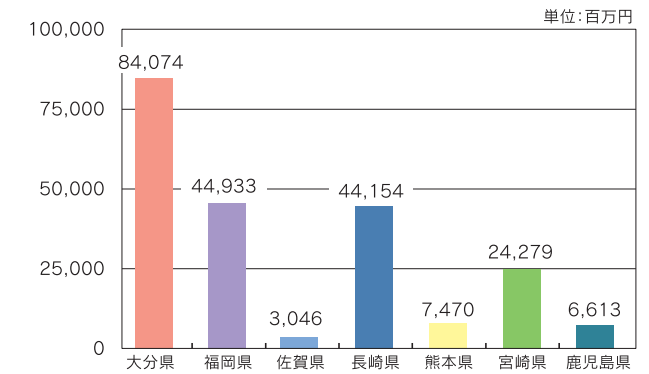
化学工業製品



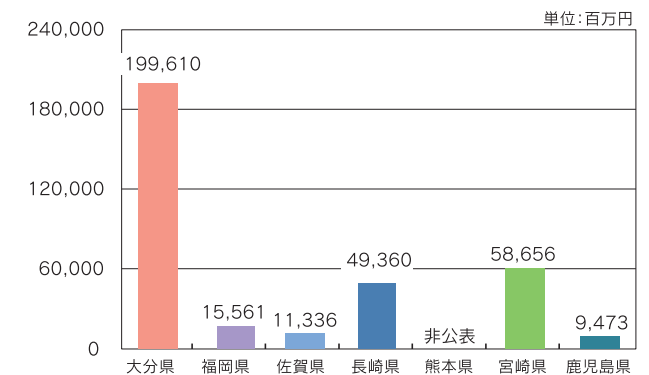
鉄鋼



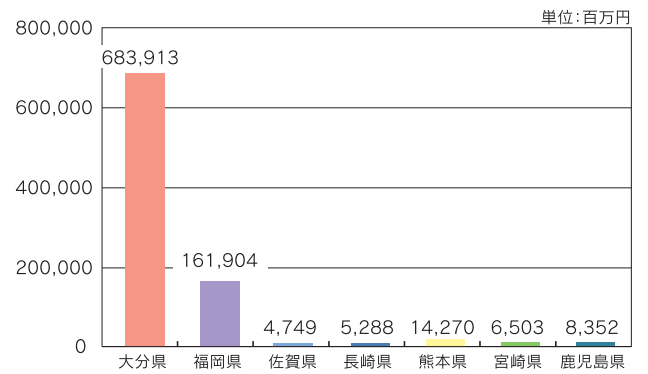
業務用機械器具



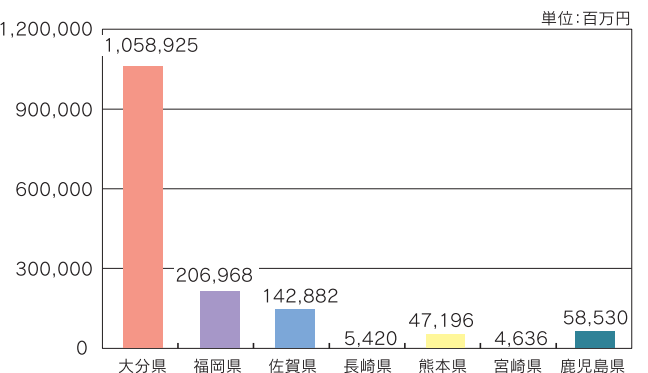
情報通信機械器具



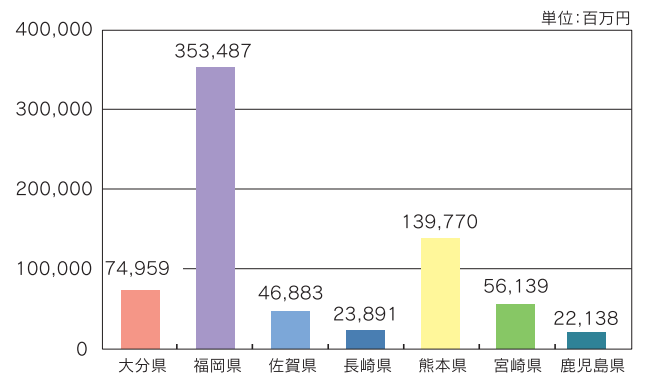
石油・石炭製品



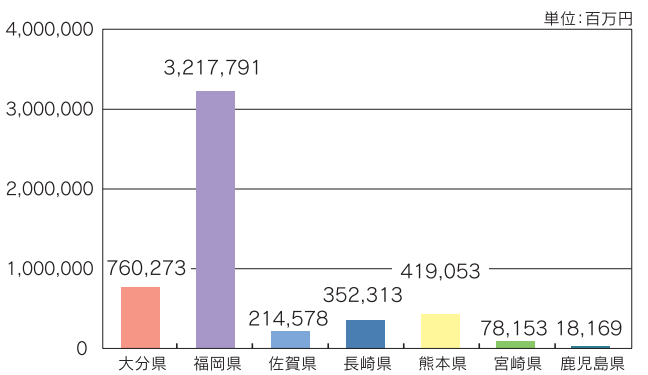
非鉄金属



プラスチック



輸送用機械器具



資料:2023年経済構造実態調査

大分県の主な教育機関

立命館アジア太平洋大学 (APU) (別府市)

学部・学科等		国際学生	国内学生	総 合
学 部	アジア太平洋学部	900	1,564	2,464
	国際経営学部	1,565	1,175	2,740
	サステイナビリティ観光学部	299	423	722
大学院	アジア太平洋研究科	133	6	139
	経営管理研究科	80	2	82
合 計		2,977	3,170	6,147

※国際学生とは在留資格が「留学」である学生をいう。
国内学生には在留資格が「留学」ではない在日外国人を含む。

国・地域別の学生数 (上位10ヶ国・地域)

国・地域	学生数	国・地域	学生数
インドネシア共和国	418	ベトナム社会主義共和国	220
ミャンマー連邦	405	バングラデシュ人民共和国	194
中華人民共和国	322	インド	103
大韓民国	307	モンゴル国	96
タイ王国	231	台湾	81

科目等履修生、特別聴講生を含む。

大分大学 (大分市)

学部・学科等		学生数
学 部	教育学部	588
	経済学部	1,216
	医学部	970
	工学部	募集停止
	理工学部	1,664
大学院	福祉健康科学部	422
	教育学研究科	31
	経済学研究科	53
	医学系研究科	148
	工学研究科	332
	福祉社会科学研究科	3
大学院	福祉健康科学研究科	42
	合 計	5,469

(2024.5.1)

令和5年度学部卒業生の就職状況

卒業者数	就職者数	県内就職率	県外就職率
1,012人	775人	39.1%	30.9%

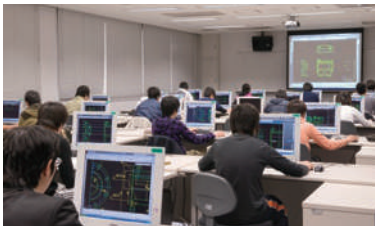
(2024.5.1)



大分県立工科短期大学校 (中津市)

システム系	学生数
機械システム系	38
電気・電子システム系	36
建築システム系	27
合 計	101

(2024.6.30)



令和5年度卒業生の就職状況

卒業者数	就職者数	県内企業就職者	県外企業就職者	進学等	その他
51人	48人	27人	17人	3人	4人

(2024.6.30)

その他の大学・短期大学・高等専門学校

学校名			所在地	学生数(人)	設置学部・学科
大学・高等専門学校	国立	大分工業高等専門学校	大分市	882	機械工学科(209人)、電気電子工学科(204人)、情報工学科(205人)、都市・環境工学科(199人)、専攻科(65人)
	県立	看護科学大学	大分市	422	看護学部(335人)／大学院:看護学研究科(87人)
	私立	日本文理大学	大分市	2,253	機械電気工学科(169人)、建築学科(296人)、航空宇宙工学科(98人)、情報メディア学科(364人)、経営経済学科(1,066人)、保健医療学科(260人)／大学院:工学研究科(16人)
		別府大学	別府市	1,881	文学部(1,082人)、食物栄養科学部(384人)、国際経営学部(415人)／大学院:文学研究科(30人)、食物栄養科学研究科(4人)
短期大学	県立	芸術文化短期大学	大分市	858	美術科(191人)、音楽科(128人)、国際総合学科(237人)、情報コミュニケーション科(203人)、専攻科(99人)
	私立	別府大学短期大学部	別府市	498	食物栄養科(79人)、初等教育科(392人)、専攻科(27人)
		別府溝部学園短期大学	別府市	322	ライフデザイン総合学科(123人)、食物栄養学科(60人)、幼児教育学科(68人)、介護福祉学科(71人)
		東九州短期大学	中津市	58	幼児教育学科(58人)

(2024.5.1)

高等学校 (工業系・商業系)

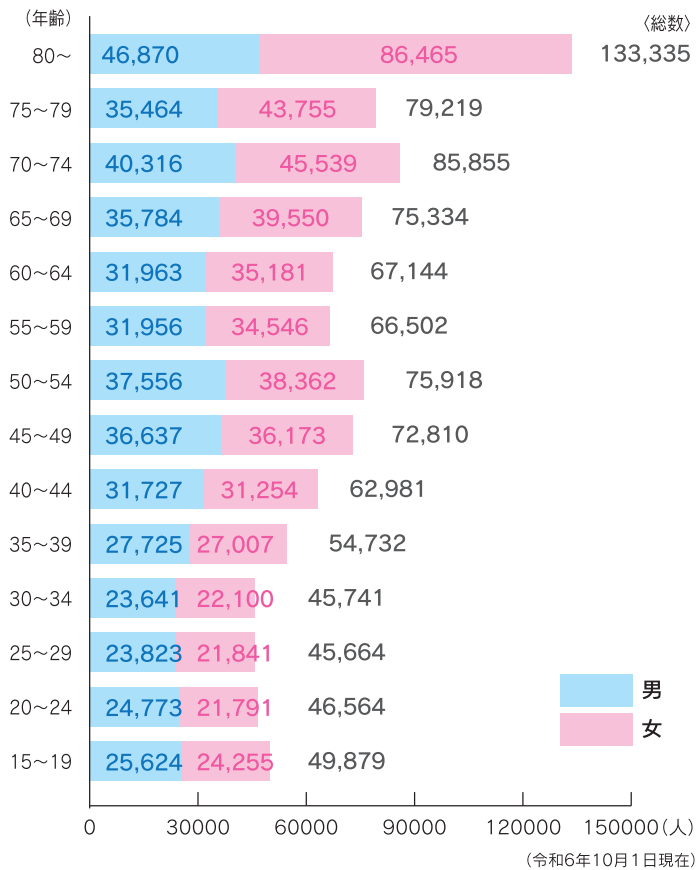
学校名		所在地	生徒数 (人)	設置学科	学校名		所在地	生徒数 (人)	設置学科	
高等学校（工業系）	県立	国東	国東市	75	電子工業	県立	日出総合	日出町	70	商業系列
		日出総合	日出町	91	機械電子		別府翔青	別府市	350	商業
		大分工業	大分市	948	機械、電気、電子、建築、土木、工業化学		大分商業	大分市	712	商業、国際経済、情報処理
		大分工業 定時制	大分市	37	機械、電気		爽風館	大分市	11	商業
		鶴崎工業	大分市	815	機械、電気、建築、化学工学、産業デザイン		情報科学	大分市	196	情報経営 (R5年度入学生からビジネスソリューション科)
		情報科学	大分市	154	情報電子 (R5年度入学生からAIテクノロジー科)		津久見	津久見市	134	会計システム、総合ビジネス (R5年度入学生から地域みらいビジネス科)
		津久見	津久見市	147	生産機械、電気電子		佐伯豊南	佐伯市	75	総合学科
		佐伯豊南	佐伯市	80	工業技術		三重総合	豊後大野市	117	メディア科学
		日田林工	日田市	331	機械、電気、建築土木		日田三隈	日田市	75	ビジネス会計系列、 ビジネス情報系列
		中津東	中津市	469	機械、電気、土木、生産システム		中津東	中津市	208	ビジネス会計、ビジネス情報
	中津東 定時制	中津市	7	機械	中津東 定時制		中津市	15	商業	
	宇佐産業科学	宇佐市	87	電子機械	宇佐産業科学		宇佐市	77	ビジネス管理	
	私立	大分	大分市	240	自動車工業		大分	大分市	240	商業
		楊志館	大分市	240	工業		楊志館	大分市	126	商業
		大分国際情報	大分市	360	情報電子、情報通信		大分東明	大分市	270	商業
		日本文理大学附属	佐伯市	150	情報技術		藤蔭	日田市	70	情報経済
	※私立は定員数（2024.5.1）									

その他の教育・訓練機関

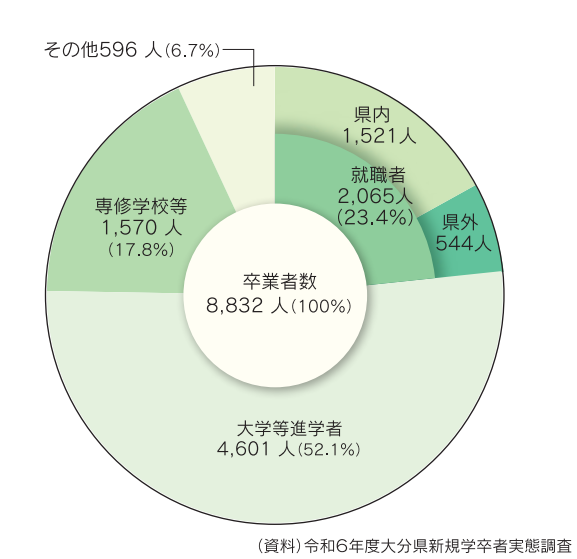
施設・学校名		所在地	設置学科
職業能力 開発施設	大分高等技術専門学校	大分市	メカトロニクス科(2年制・20人×2)、電気設備科(20人)、自動車整備科(20人)、空調配管システム科(20人)、木造建築科(20人)
	佐伯高等技術専門学校	佐伯市	機械加工科(20人)、オフィスビジネス科(20人)、建築科(20人)
	日田高等技術専門学校	日田市	オフィスビジネス科(20人)、ガーデンエクステリア科(20人)
	竹工芸訓練センター	別府市	竹工芸科(2年制・12人×2)
職業能力 開発施設 1進力	ポリテクセンター大分	大分市	CADものづくりエンジニア科(30人)、ものづくり溶接科(48人)、電気設備技術科(企業実習付き・26人)、3DCAD活用科(40人)、建築CAD・リフォーム技術科(60人)、ビル管理技術科(60人)、電気設備技術科(40人)、ものづくりアシスタント科(40人)、ビジネススキル講習(30人)
専門情報 処理学校	IVY大分高度 コンピュータ専門学校	大分市	情報処理学科(40人)、情報システム学科(225人)
	KCS大分情報専門学校	大分市	情報マルチメディア専門科(120人)、情報マルチメディア科(80人)、大学併修科(140人)
	専門学校ザイナスIT専門大学校	大分市	情報処理科(40人)、ビジネスIT科(50人)、ビジネス秘書科(40人)
	専修学校大分経理専門学校	大分市	ビジネス管理科(20人)、短大併修科(10人)、国際ビジネス科(20人)、日本語ビジネス科(30人)
	大分情報ITクリエイター専門学校	大分市	情報IT3年制学科(90人)、情報IT2年制学科(60人)、ゲーム・クリエイター学科(90人)
	大原ビジネス公務員専門学校大分校	大分市	ビジネス学科(80人)、医療管理2年制学科(50人)、医療管理1年制学科(20人)、公務員2年制学科(160人)、公務員1年制学科(40人)

(令和6年度)

年齢別人口（15歳以上）



高等学校卒業生進路状況



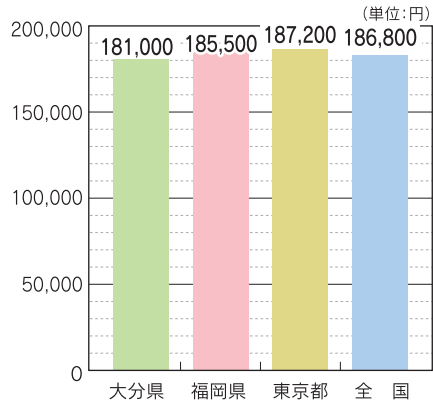
地元就職率の比較（高等学校）

大分県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
73.7	81.3	65.9	68.5	65.0	63.1	62.2

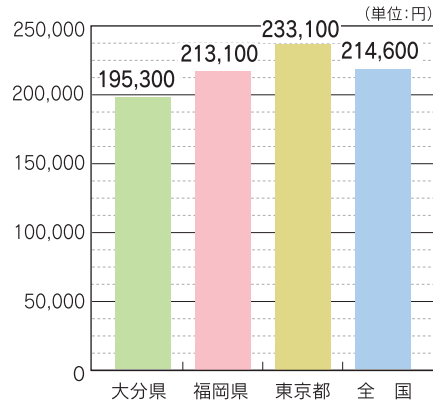
(資料) 令和6年度学校基本調査

賃金

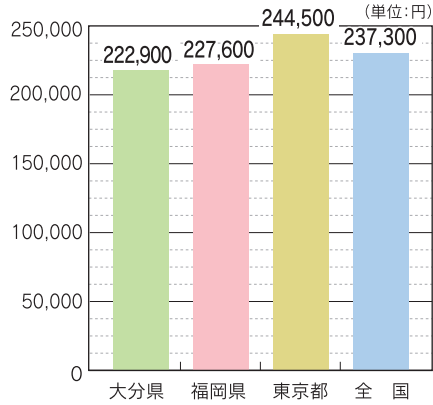
新卒所定内給与額（高卒）



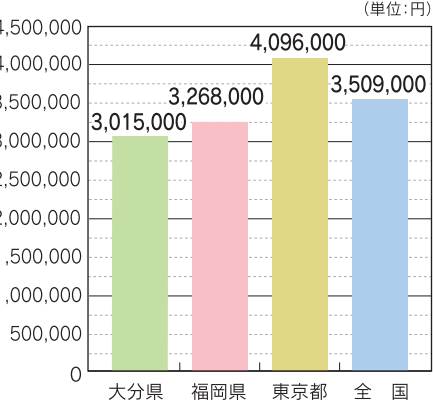
新卒所定内給与額（高専・短大）



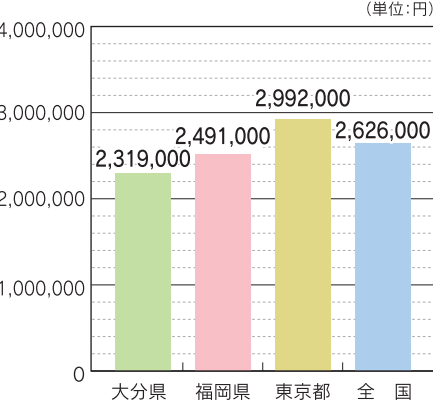
新卒所定内給与額（大卒）



所定内給与額（年間/男性）



所定内給与額（年間/女性）



※所定内給与：きまって支給する給与のうち時間外手当、深夜手当、休日出勤手当等以外のもの。
(資料) 厚生労働省「令和5年 賃金構造基本統計調査」

最低賃金

都道府県名	最低賃金時間額(円)
大分	954
福岡	992
大阪	1114
東京	1163

(発効年月日：大阪・東京R6.10.1、福岡・大分R6.10.5)

工場立地に伴う主な法規制一覧（概要）

※詳細は、担当窓口にお問い合わせください。なお、この表は主な規制のみ記載しており、これが全てではありません。
(令和7年1月現在)

		手続き(※2)	関係法令(条例は大分県条例)	内 容	窓 口	時 期										
用地取得	要事前協議(※1)	開発行為の許可申請	都市計画法(第29条、第34条)	建築物や特定工作物の建設の用に供する目的で、開発行為(土地の区画形質の変更)を行う場合 <table><tr><th>区 域</th><th>面積要件</th></tr><tr><td>市街化区域</td><td>1千㎡以上</td></tr><tr><td>市街化調整区域</td><td>全て</td></tr><tr><td>非線引都市計画区域・準都市計画区域</td><td>3千㎡以上</td></tr><tr><td>都市計画区域以外の区域</td><td>1万㎡以上</td></tr></table>	区 域	面積要件	市街化区域	1千㎡以上	市街化調整区域	全て	非線引都市計画区域・準都市計画区域	3千㎡以上	都市計画区域以外の区域	1万㎡以上	県土木事務所 市役所(大分市、別府市)	随時
		区 域	面積要件													
		市街化区域	1千㎡以上													
		市街化調整区域	全て													
		非線引都市計画区域・準都市計画区域	3千㎡以上													
	都市計画区域以外の区域	1万㎡以上														
	盛土規制法の許可申請又は届出	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)(第12条、第27条、第30条)	一定規模を超える土地の形質の変更(盛土や切土、土砂の仮置き)を行う場合	県都市・まちづくり推進課 市役所(大分市)	【R7.5.1以降に工事着手する場合】随時											
	農用地区域からの除外申出	農業振興地域の整備に関する法律(第13条)	農用地区域内において開発行為を行う場合(農業用施設を除く)	市町村	市町村が設置する申出期限まで(年1～4回程度)											
	農地転用の許可申請又は届出	農地法(第4条、第5条)	農地や採草放牧地に新規立地する場合	市町村農業委員会	農業委員会が設定する提出期限まで(ほぼ毎月)											
	林地開発の許可申請	森林法(第10条の2)	森林内において1ha(太陽光発電設備は0.5ha)を超える開発行為を行う場合	県振興局	随時											
環境アセスメントの実施	環境影響評価法、大分県環境影響評価条例	一定規模以上の発電所、工業団地造成、工場等の建設などを行う場合	県環境保全課	随時(手続完了までに3年程度の期間が必要)												
着工前	土地形質変更の届出	土壤汚染対策法(第4条)	3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合	県保健所市役所(大分市)	30日前											
	土砂等たい積行為の許可申請	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(第9条)	3,000㎡以上の土砂等のたい積を行う場合	県保健所市役所(大分市)	3ヶ月以上前											
	自然公園(国定公園・県立自然公園)、自然環境保全地域、自然海浜保全地区での許可申請・届出	自然公園法(第20、21、33条) 大分県立自然公園条例(第13、15条) 大分県自然環境保全条例(第5、7条) 大分県自然海浜保全地区条例(第6条)	自然公園(国定公園・県立自然公園)、自然環境保全地域及び自然海浜保全地区の指定区域内において、工作物の新築、土地の形状変更等を行う場合	県自然保護推進室	1ヶ月以上前											
	土地取引の届出	国土利用計画法(第23条)	一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合 <table><tr><th>区 域</th><th>面積要件</th></tr><tr><td>市街化区域</td><td>2千㎡以上</td></tr><tr><td>都市計画区域(市街化区域を除く)</td><td>5千㎡以上</td></tr><tr><td>都市計画区域以外の区域</td><td>1万㎡以上</td></tr></table>	区 域	面積要件	市街化区域	2千㎡以上	都市計画区域(市街化区域を除く)	5千㎡以上	都市計画区域以外の区域	1万㎡以上	市町村	契約締結後14日以内(契約締結日を含む)			
	区 域	面積要件														
市街化区域	2千㎡以上															
都市計画区域(市街化区域を除く)	5千㎡以上															
都市計画区域以外の区域	1万㎡以上															
工場建設	着工前	建築確認申請	建築基準法(第6条)	一定規模以上の建築物の新築・増改築等を行う場合	県土木事務所 市役所(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市)	随時										
		特定工場の届出	工場立地法(第6条)	特定工場(※)の新設・増設を行う場合 ※ <table><tr><td>業種</td><td>製造業 電気・ガス・熱供給業(水力・地熱・太陽光発電を除く)</td></tr><tr><td>規模</td><td>敷地面積9千㎡以上又は 建築面積3千㎡以上</td></tr></table>	業種	製造業 電気・ガス・熱供給業(水力・地熱・太陽光発電を除く)	規模	敷地面積9千㎡以上又は 建築面積3千㎡以上	市町村	90日前 (30日を目処に短縮可)						
		業種	製造業 電気・ガス・熱供給業(水力・地熱・太陽光発電を除く)													
		規模	敷地面積9千㎡以上又は 建築面積3千㎡以上													
		設置の許可申請	瀬戸内海環境保全特別措置法(第5条)		県環境保全課 市役所(大分市)	随時(6ヶ月前まで要相談)										
設置の届出	大気汚染防止法(第6条) 水質汚濁防止法(第5条)	公害を発生するおそれのある施設(政令等で定める施設)を設置する場合	県保健所 県環境保全課 市役所(大分市)	60日前												
	大分県生活環境の保全等に関する条例(第8条)		県環境保全課	60日前												
		騒音規制法 振動規制法	規制地域内で特定の施設を設置または工事作業を行う場合	市町村	施設設置：30日前 建設作業：7日前											

※1 事前協議が必要な手続きについては、事前協議が整い、申請書類を提出した後、許可までに半年以上の期間を要するものもあります。早めに担当窓口にご相談してください。
※2 許可申請を行うものは、許可の通知があるまで着工できません。早めに担当窓口にご相談してください。
開発行為の許可を要する造成工事を行った場合は、原則として、完了公告があるまで工場等の建築工事に着手できません。
市町村においても、条例で独自の規制が設けられている場合があります。

工場立地法上の特定工場の守るべき要件

特定工場に該当する場合は、敷地面積に対する以下の施設面積の割合が定められています。

	対 象 施 設	面 積 率
生産施設	製造業における物品の製造工程等を形成する機械又は装置及びそれらが設置される建築物等	業種によって30%～65%以下(別表)
緑 地	樹木が生育する区画された低木 又は芝その他の地被植物で表面が覆われている	20%以上(※)
環境施設	噴水、池などの修景施設、屋外運動場、雨水浸透施設、太陽光発電施設など+緑地	25%以上(※)

※面積率を緩和している市町村もあります。詳しくはお問い合わせください。

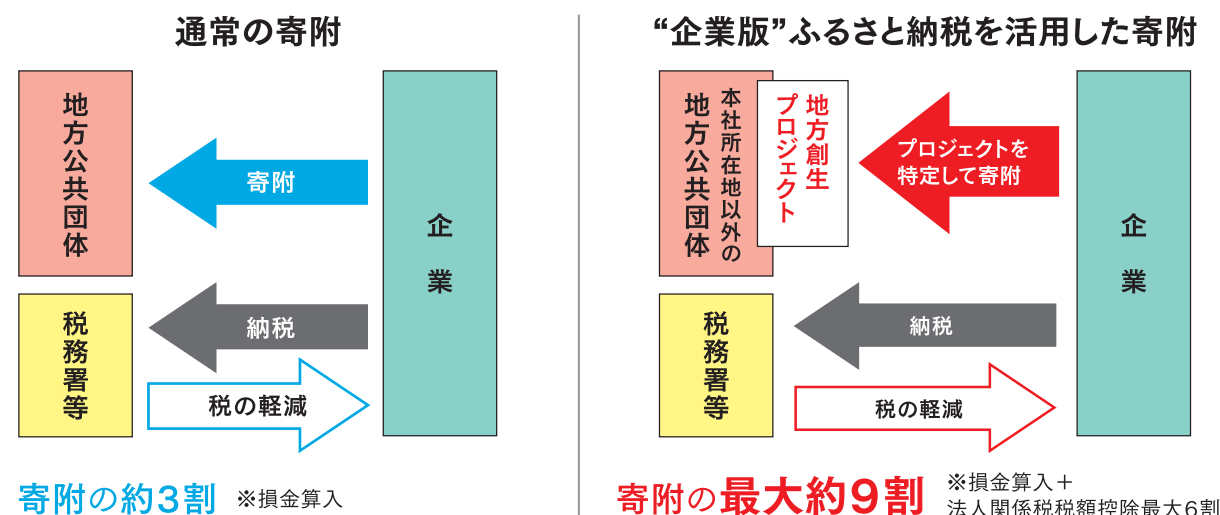
別表：敷地面積に対する生産施設面積の割合

第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業、尿素製造業、石油精製業、コークス製造業、ボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業、人造宝石製造業を除く)	45%
第4種	鋼管製造業、電気供給業	50%
第5種	でんぶん製造業、冷間ロール成型鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、コークス製造業を除く)、高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業、熱供給業	65%



“企業版”ふるさと納税とは？

国の認定を受けた大分県の地方創生プロジェクトに対し、本県が大分県外にある企業の皆様が寄附を行った場合、通常の寄附による軽減効果に加え、法人関係税から税額控除される制度です。



寄附プロジェクト実施例



性別：男性 95.4%
年齢：29～35歳

大分県の芸術文化ゾーン
魅力向上プロジェクト

AI等のデジタル技術を活用した市街地活性化の取組に寄附をいただきました。県立美術館周辺において、滞在者の行動分析をAIで行い、より魅力的なまちづくりとデジタル技術の実証実験を行っています。

企業の皆様にとってのメリット

- ・社会貢献活動によるイメージアップ
企業の社会貢献活動の取組としてPRできます。
- ・大分県による広報活動を通じたPR効果
事業の実施や県のHP等で寄附を紹介します。

大分県は持続可能な社会の実現を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

個別のプロジェクト等につきましては右記までお問合せください。

問合せ先

大分県企画振興部おおいた創生推進課
TEL 097-506-2135

大分県公式「おんせん県おおいたオンラインショップ」

大分県では、ECモールの「楽天市場」、「Yahoo!ショッピング」、「Amazon」、「dショッピング」に、数多くの地場産品を取り揃えた「おんせん県おおいたオンラインショップ」を開設しています。

大分ならではの「とり天」、「りゅうきゅう」、「麦焼酎」はもちろん、旬や鮮度にこだわった産直品も数多く取り揃えています。また、サイトの商品ページでは、県内各地の食べ物から工芸品まで、素材や作り手のこだわりなどを幅広く紹介しています。豊かな風土に育まれた味力(みりょく)ある特産品を、大分から全国の皆様へお届けします。

フラッグショップ「坐来大分」
～大切な商談の場にもご活用ください～

大分県では、「食に情報をのせて」をコンセプトに、大分の食・物産・観光の情報を一体的に紹介するフラッグショップ「坐来大分」を東京に開設しています。

坐来とは、「いながらにして億いを馳せる」という意味で、東京にいながらにして大分の豊かな恵みを味わい、語り合う場となるようにとの思いを込めています。

インテリアや調度品でも県産材にこだわったレストランでは、関あじ・関さば等の新鮮な魚介類をはじめ、おおいた和牛、豊のしゃも、こだわりの野菜など旬の食材を使用した料理に、スタッフが語り部となって生産地や生産者の情報をあわせて提供しています。

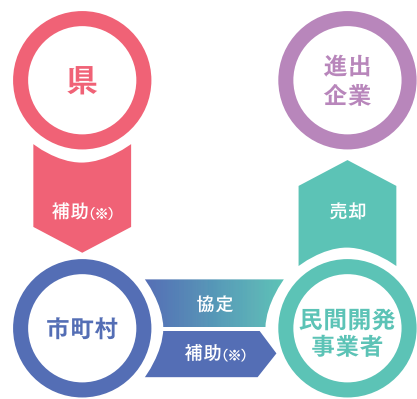


ざらい大分

検索



【所在地】 東京都千代田区有楽町2-2-3 ヒューリックスクエア東京3F
【電話番号】 03-6264-6650
【営業時間】 11:30～14:00(ランチ)／17:00～22:00(ディナー)／11:30～22:00(物販)
【店休日】 土・日・祝・年末年始・お盆



※民間開発事業者に市町村が補助する場合、その3分の2を県が補助

不足する産業用地整備を進めるため、令和6年度からの3年間を加速化期間と定め、市町村が行う用地開発に対して補助金等による支援を強化しています。対象には市町村と協定等を結び産業用地整備を進める民間事業者も含まれるため、大分県へ進出を検討する企業で、新たな用地造成が必要となる場合にもお問い合わせください。

補助対象事業例

概ね2ha以上の市町村選定用地の開発が対象

企業立地基盤整備事業(工場用地)

- ・進入道路及び排水路の新設又は改良
- ・詳細設計

●団地共通施設整備事業

- ・緑地、屋外運動場等の団地共通施設の設置

●大規模工業団地整備事業

- ・基本設計・詳細設計、区画道路・調整池

●立地条件調査事業

- ・地形測量
- ・用地測量

個別のプロジェクト等につきましては右記までお問合せください。

問合せ先

大分県商工観光労働部企業立地推進課
TEL 097-506-3247